

はじめに

「環境の世紀」といわれる21世紀の幕開けの2001年は、持続可能な開発の実現に向けて2002年秋に開催される「持続可能な開発のための世界サミット」(WSSD)の準備過程の本格化、その一環としての気候変動枠組条約京都議定書の実施規則の国際合意等さまざまな活動が世界レベルで行われた。また、その一方で中国の世界貿易機構(WTO)への加盟の決定等によるグローバル化や情報革命の進行、さらに米国でのテロ事件やそれに起因するアフガニスタンやパレスチナでの戦闘等社会、経済の大きな動きによって環境への影響も危惧されている。

財団法人 地球環境戦略研究機関(IGES)ではアジア太平洋地域の環境問題および政策の動向を収集、整理し同地域における持続可能な社会の実現に資することを目的として、1998年から毎年、アジア太平洋地域における重大ニュースを公表している。本年は、新たにアジア太平洋地域の情報として国際機関および研究機関(国連環境計画アジア太平洋地域事務所(UNEP-ROAP)、地球政策研究所(EPI)、IGESから、また各国の専門家からの情報としてオーストラリアとニュージーランドを加え18ヵ国3機関から92件の情報をまとめた。

Foreword

The year 2001, which is seen as the beginning of the "Century for the Environment", began with many significant activities on the global environmental front. Preparatory work for organizing the "World Summit on Sustainable Development" (WSSD), to be convened in the autumn of 2002, began in earnest, including an international agreement on rules governing the Kyoto Protocol of the Framework Convention on Climate Change. Serious concerns, however, were raised about the environmental impact of major economic, social and other developments throughout the year. These included further globalization brought about by events such as China's entry into the World Trade Organization (WTO), progress of the information technology revolution and the September 11th terrorist attacks on the United States and resulting fighting in Afghanistan, as well as unrest in the Middle East.

The Institute for Global Environmental Strategies (IGES) collects and analyzes information on environmental problems and policies in the Asia-Pacific region in an effort to contribute to the development of a sustainable society in the region. IGES has publicized major environmental news in the Asia-Pacific region every year since 1998. A total of 92 news items from 18 countries and three organizations have been compiled this year, including, for the first time, reports from international bodies such as the United Nations Environmental Program/Regional Office for Asia and the Pacific (UNEP-ROAP) and research institutes such as the Earth Policy Institute (EPI) and IGES, as well studies from Australia and New Zealand.

概観：2001年アジア太平洋地域の環境に関する動向と課題

ここでは、IGESの研究協力者および研究機関から報告された情報を基に、アジア太平洋地域の環境に関する動向および課題の概要を簡単に紹介する。

1. 対応が急がれる自然資源管理問題

環境配慮を欠く自然資源の開発が、環境の状況を悪化させている。

中国では過剰耕作、過剰放牧による直接的な影響と降雨量の低下、過剰な汲み上げによる水不足などの間接的な影響に起因する砂漠化が砂塵嵐の悪化を引き起こしており、米国においても黄砂が観測された。これに対し、砂漠化防治法の採択等の対策がとられているものの中国の将来を守るためにも対策が急がれるとEPIは警告している（EPI、中国）。

インドネシアでは蔓延する違法な森林乱伐問題が挙げられ、その生態系への影響の解明およびそのメカニズムや要因の分析・対策が求められている。極東ロシアでは、オホーツク海での魚の乱獲による、魚業資源の枯渇が懸念されている。この他にも、モンゴルの3年続きの干ばつや砂漠化の進行による被害やタイにおける台風の影響による鉄砲水の被害等が報告されている（IGES、モンゴル、極東ロシア、タイ）。

また、ヒ素で汚染された地下水の飲用に起因する健康被害も問題となっている（インド、ネパール）。

2. アジア太平洋地域におけるWSSDに向けての活動

今年11月に、カンボジアのプノンペンにおいて2002年に開催される「持続可能な開発のための世界サミット」(WSSD南アフリカ、ヨハネスブルグ)に向けてハイレベル地域会議であるアジア太平洋地域準備会議が開催されるなど、各国で準備に向けての活動が始まった。プノンペンの会議では、持続可能な社会へ向けて人々の態度や行動を変えて行くため、関係者の協力と参加（良いガバナンス）が極めて重要であると指摘されている（UNEP、IGES、カンボジア）。

各国の動きとしても、「シンガポールグリーン計画2012」の起草やインドネシアにおけるアジェンダ21の実施状況の点検等がおこなわれた。

3. 国境を越える環境問題と環境保全のための協力

昨年多く報告された環境問題の越境化であるが、今年もベトナム沖でリビア船籍のタンカーとの衝突による石油流し事故が報告されている（ベトナム）。

しかし、こうした一方でマレーシアとタイが協力して自然資源の保全のために国境をまたがる保護区の設定計画が進められている。また、「シンガポール持続可能な開発に向けた技術支援プログラム」による研修の実施、極東ロシアにおける持続可能な森林管理のための国際会議の開催等の協力活動が報告された（マレーシア、極東ロシア、シンガポール）。

さらに、国際機関による支援の例としてUNEPが、化学品および廃棄物管理条約の実施に関するワークショップをマレーシアで開催したほか、その他の地域でも環境法や条約に関する対処能力強化のために支援活動を行っている（UNEP）。ベトナムでは、国連（UN）、東南アジア諸国連合（ASEAN）等の国際機関の技術支援により、同国では新分野の環境に関する裁判や紛争への対処法に関するセミナーが開催された（ベトナム）。また、インドネシアでは、UNEP等の支援を受け、同国の環境教育の発展のためのワークショップが開催された（インドネシア）。

4. 国際的な枠組みの地域への浸透

3月のアメリカの京都議定書からの離脱声明後、危ぶまれた京都議定書批准に向けての動きも、気候変動枠組条約第7回締約国会議（COP 7）での国際合意によって前進し、温室効果ガスの削減に向け世界が動き出した。ニュージーランドが早速、批准に向けての公開協議過程に入っているとの報告をしている。日本を含むアジア各国も温暖化への対応へ向け進むことになるであろう（IGES、日本、ニュージーランド）。

この他、マレーシアは、ラムサール条約署名国であり新たに4ヶ所の湿地をラムサールリストに加え、ネパールが同条約に対応するため特別委員会を設置し、湿地管理の国家政策案を策定した。また、シンガポールは残留性有機汚染物質規制条約への署名を行った（マレーシア、ネパール、シンガポール）。

さらに、環境条約等国際的な枠組みの浸透事例として、極東ロシア地域ではGEFが、生態系保全のためのプロ

ジェクトを始動させたことが報告された（極東ロシア）。

5. 環境保全・持続可能な社会のための各国の取り組み

アジア太平洋地域では、さまざまな社会・文化的な条件下にあり、環境保全のための政策的な対応状況も各国で異なっている。これは以下の自国の状況に応じ各国がどのように対応しているかについての報告に表れている。

自然資源の保護、管理については、ニュージーランドの総合的な資源管理法のレビューや河川の総合的な管理方策として韓国、オーストラリアの取り組みが注目される。また、生物多様性の保全を目指して、モンゴルやフィリピンで法制度の整備が進められた他、マレーシア、バングラデシュ、カンボジアで具体的なプロジェクトが進められた（オーストラリア、バングラデシュ、カンボジア、韓国、マレーシア、モンゴル、ニュージーランド、フィリピン）。

循環型社会の形成に向けてはフィリピンやタイの報告のように廃棄物処理問題が依然深刻であるが、新しい取り組みとして、インドネシアのコンポスト化、インド、バングラデシュのプラスチック袋の規制、日本の家電リサイクル法の施行等がある。（IGES、バングラデシュ、インド、インドネシア、日本、フィリピン、シンガポール、タイ）

都市環境問題については、イベントを契機とした例として、2002年の日韓ワールドカップ開催に伴う環境改善や、北京のグリーンオリンピック計画が報告された（中国、韓国）。大気汚染は北京、ウランバートル等で深刻であり、中国からは、自動車の排ガス規制の強化、大気質の予報が報告された（中国、モンゴル）。一方水質汚濁についても、バングラデシュ、ベトナム、インドネシアで都市河川の改善についての取り組みがあった（バングラデシュ、インドネシア、ベトナム）。

6. 環境へ配慮した開発プロジェクトの実施

環境問題への関心が高まっており、韓国のセマングム埋め立て計画やネパールのペーラ湖開発計画について論争が報告された他、日本の諫早湾開拓事業のように予知できなかった環境への被害が生じることにより計画自体の見直しを迫られる事例の報告があった（日本、韓国、ネパール）。これに対し環境に配慮した開発を進める動きも出てきている。ラオスにおける社会経済開発計画における環境問題の配慮や、マレーシアの全ての開発プロジェクトに環境影響評価実施を義務づけるプロポーザルの提出に加え、ベトナムでは環境に配慮した河川の開発が計画されるなど開発に対する各国の対応にも変化が見られる（ラオス、マレーシア、ベトナム）。

7. 新たな動き

企業の環境保全のための取り組みの推進

企業の環境問題への積極的な取り組みの必要性の認識が浸透するにしたいが、企業の環境教育プロジェクトへの参画や、環境会計の導入、産業界のキャパシティ・ビルディングへの働きかけといった面での発展を見ることが出来る（UNEP、IGES）。

遺伝子組み換え生物への対応

遺伝子組み換え生物に関しては、近年長期的な安全性について国際的に議論が行われている。今回は、このような生物の実地試験の猶予期間（試験の禁止期間）が今年解除されたニュージーランドの厳しい姿勢がある一方で、新品種の開発の促進と品種改良に関する農民の権利の保護のための法案を作成したインドのような対応の違いが見られた（インド、ニュージーランド）。また、タイでは遺伝子組み換えとうもろこし等を一定の割合以上含む食品にラベルを義務付けることになった。

アジア太平洋地域

ティム・ハイラム

国連環境計画アジア太平洋地域事務所 (UNEP/ROAP)
地域情報担当官

1. 持続可能な開発のための世界サミットに向けてのアジア太平洋地域プラットフォーム（綱領）

今年11月27日から29日にかけて、カンボジアのプノンペンにて持続可能な開発のための世界サミット（WSSD）に向けてのハイレベル地域会議が開催された。会議の目的は、アジア太平洋地域におけるアジェンダ21の実施状況を評価し、重要な政策課題、優先事項、目標、実施に向けての制約、そして取るべき行動を明確にすることであった。アジア開発銀行（ADB）、国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）、そして国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）が、タスクフォースを組み、5つの準地域会議及びこのプノンペン会議開催のために協力してきた。

会議で採択された「持続可能な開発のためのプノンペン地域プラットフォーム（綱領）」は、アジア太平洋地域は持続可能な開発に関する多くの面で重要な前進をしたものの、依然環境は悪化しており、貧しい人々は増え続けていると指摘している。プラットフォームは、土地と生物多様性、海洋と沿岸資源、淡水資源、エネルギーと鉱物資源、大気と気候変動、そして影響を受け易い島々といったいくつかの重大な環境資源問題に焦点を当てている。経済面そして社会面に関し、プラットフォームは、慢性的な貧困、グローバル化の影響、持続可能なエネルギーの開発、食料安全保障のための持続可能な農業、人間居住の開発、持続不可能な消費と生産、人間開発、そして天災への対応に重要な関心分野として言及している。これらの問題に取り組むため、持続可能な開発のための政策課題、制度的改革とガバナンス、能力開発、情報に基づく政策決定の促進、技術移転、主要グループの参加・協調の促進、そして男女平等や性に関する公正の確保といった横断的な課題の重要性が認識された。また、プラットフォームは、能力開発、貧困削減、クリーンな生産と維持可能なエネルギー、土地管理と生物多様性の保護、淡水資源の保護・管理と利用、海洋、沿岸水産資源と島嶼国の持続可能な開発、大気と気候変動に取り組むため、国家レベル、地域/準地域レベル、そしてグローバルなレベルでの様々なメカニズムを活用した更なる行動の必要性が明確にされた。持続可能な開発のためのより一層の資金を供給するため、プラットフォームは、利用できる全ての財源、特に国内で利用できる財源を実用的な、一貫性のある、そして革新的な方法で活用していくことの重要性を確認した。プラットフォームは、先進諸国からの政府開発援助が国連の目標値であるGNPの0.7%を実現するように促し、地球環境ファシリティ（GEF）の強化を訴えると共に市民社会と民間部門との協調（パートナーシップ）の有益性を認識した。

詳細は、<http://www.rrcap.unep.org/wssd>参照。



プノンペンで行われたWSSD準備会合にてシャフカ・カカヘルUNEP事務次長は、「共通のテーマは、環境、貧困、そして貿易間の関連に取り組むための必要性を明らかにすることである」と述べた。UNEP Deputy Executive Shafqat Kakakhel at the WSSD PrepCom in Phnom Penh: "A Common Theme is Emerging of the Need to Address the Nexus between Environment, Poverty and Trade."

Copyright © IISD/ Leila Mead

2. アジア太平洋地域市民社会のWSSDに対する展望

先に実施された5つの準地域会議同様、ブノンペンでのアジア太平洋地域準備会議は、市民社会、ビジネス分野の代表者、そして政府代表団による円卓会議からスタートし、約400人が参加した。円卓会議の議長サマリーは、会議参加者が事前に準備されたプラットフォーム文書より抜け落ちている、あるいは不十分な扱いがされている項目について言及している。それらは、男女平等、環境の安全と保障、世界貿易機構（WTO）における国家間の勢力の不均衡を含むグローバルイゼーションによる負の影響、対外債務負担、拡大する軍国主義、災害の緩和と防止、知的所有権の問題、技術移転、そしてバイオテクノロジー関連の問題である。議長サマリーは、また、多国籍企業への富と権力の集中、持続不可能な消費パターン、国々の本当のニーズにできていない国際資金のメカニズム、そして持続不可能な投資に対する懸念を表わしている。良いガバナンスが極めて重要であると指摘され、「地球憲章」が、より一層の責務と持続可能に向けて人々の態度や行動を変えていくための重要な足がかりになると言及されている。

3. 環境法や条約に関する地域キャパシティーの強化

最近のストックホルム条約やロッテルダム条約の署名と批准の促進、パーゼル条約の施行強化、そして施行を促進する相乗効果の確認を目的として、化学品および廃棄物管理に係る条約の施行に関する第1回アセアン-UNEPワークショップが9月にマレーシアで開催された。参加者により確認されたニーズに応えるため、UNEPでは、より一層の情報等の文書化、研修ワークショップの実施、ネットワークの拡充やパイロット・プロジェクトの実施を計画している。オゾンと気候変動に関する条約間の相乗効果の可能性も、UNEPにより9月にバンコクで開催された、オゾン層破壊物質の代替技術の選択に関する地域ワークショップにおいて検討された。10月には、カンボジアとベトナムにおいて、法的および制度的体制の実施を強化し拡大するための国家環境法ワークショップがUNEPにより開催された。UNEPは、環境法トレーニング・マニュアル「環境法と多国間環境条約の総合ガイド」のカンボジア、ラオス、ミャンマー、そしてベトナムの各国語への翻訳も促進した。環境規制と多国間環境条約の遵守と施行を促進するために必要な地域の判事の能力を強化するためのプロジェクトもUNEPにより設立された。著名な判事よりなる顧問パネルが、国立判事研修機関（National Judges Training Institutes）との協力により実施されるプロジェクトを監督することとなる。情報へのアクセスや意志決定における公衆の参加を増進するという課題や、環境に関する裁判へのアクセスもUNEPによりバンコクで12月に開催された3日間の地域専門家ワークショップで検証された。

4. 日本企業によるUNEPの環境教育、認識、訓練に関する活動への支援

日本企業のガイアックス株式会社（GAIX Co. Ltd.：福岡市）は、アジア太平洋地域におけるUNEPによる環境教育・自覚・訓練に関する活動を支援するための3年間のプロジェクトに合意した。35万USドルの支援はUNEPが市民社会、ビジネスと産業、若者、そして地方政府に焦点を当てた、地域の6つの革新的環境教育プロジェクトを支援していくことを可能にする。このプロジェクトでは、ベスト・プラクティスの原則を明確にし、文書にされるので、地域内の別の場所でも適用できるようになる。内容に応じた開始方法、地域主導型、そして経験に基づいた学習といったアプローチが非公式な教育の場においては、重要な成功要因であることが確認された。同プロジェクトは、最近UNEPの支援により準地域機関によって開発された環境教育戦略と密接に関連している。

UNEPはまた、アジア太平洋地域のメディア関連機関であるアジア・マスコミ研究情報センター（Asian Media Information and Communications Centre）、アジア開発コミュニケーション研究所（Asian Institute for Development Communication）そして国際ワールドビュー基金（Worldview International Foundation）と環境と持続可能性に関連した研修プログラムの開発・運営において緊密に連携をとっている。

5. 産業界の能力開発向上とネットワーク化

アジア太平洋地域の産業の能力開発は、今年、UNEP主導のもと、環境にやさしい生産、持続可能な消費、融資サービス、廃棄物管理、情報・コミュニケーション分野、環境上適正な技術の評価、都市環境管理、そして自然災害の認識と準備といった分野において、より一層の進展を見た。持続可能な開発のための世界サミットに向けての地域の産業界の考え方の提案が、11月にバンコクにおいて開催されたUNEPワークショップにより促進された。

詳細は、 <http://www.roap.unep.org> **参照。**



タイへのスウェーデン大使ヤン・ノルトランダー氏と共に、アジア太平洋地域の産業から温室効果ガスの排出を削減するための130万USドルのプロジェクトを実施する協定にサインをするナーマル・アンドリュースUNEPアジア太平洋地域事務所所長
UNEP Regional Director Nirmal Andrews Signs an Agreement to Implement a \$US1.3 Million Project to Reduce Greenhouse Gas Emissions from Industry in Asia Pacific with Swedish Ambassador to Thailand Jan Nordlander.

Copyright © Niclas Svenningsen, UNEP/ROAP

1. 中国の将来を脅かす黄塵地帯

4月18日、コロラド州ボルダーの米国海洋大気庁研究所 (NOAA) の科学者らは、中国北部からの巨大な砂塵嵐 (黄砂) が「カナダからアリゾナまでの地域を砂塵の層で覆い尽くしながら」アメリカに到達したと報告した。報告書によると、ロッキー山麓の丘陵地帯に沿って、山々は砂塵で覆われた。

この砂塵嵐は予期せず到来したわけではない。3月10日の人民日報では、例年の砂塵嵐第一号が、記録的に早く、北京を襲ったと報じている。このような砂塵嵐は、昨年同様、史上最悪のものであり、広大な中国北西部の放牧地や農耕地の劣化が広がっていることを示している。

巨大な砂塵は、北京を含む中国北西部の人口過密都市へと定期的に何百マイルも移動し、太陽を覆い、視界を狭め、交通を妨げたり空港を閉鎖する原因となっている。東部都市の住民が、古い敷物を窓の隙間に敷き詰めて砂塵を防ぐ様子は、1930年代にアメリカで起こったダストボール (ロッキー山脈東麓の黄塵地帯) を彷彿させるものがある。

東向きの風は、しばしば中国の北西部から北朝鮮、韓国、日本へと表土を運び、これらの国々では太陽の日射しが妨げられ、あらゆるものを砂埃で覆う砂塵の雲について、常に不満を申し立てている。有権者からの要望に対処して、日本からの15名、韓国から8名の国会議員らは、中国側の立法関係者と砂塵問題に対処する戦略を練るため3国間による委員会を組織している。

新聞報道は、砂塵嵐がここ3年の干ばつに起因していると象徴的に説明しているが、単に干ばつの発生が急速に悪化している状況を際立たせているにすぎない。中国北西部の土地に対する人為的な圧力は過剰である。人間も畜牛、羊も耕作地も多過ぎるのだ。13億人という、アメリカの人口の5倍近い人々の食物需要を供給するのは容易なことではない。

資源に対する地域的な圧力に加えて、「建設に使われた農耕地は、その他の場所を開拓して相殺されなければならない」ことを決めた1994年の北京の決議が、明らかに生態系の破壊を促進している。土地利用政策に関する論文で、中国人地理学者のHong Yangと Xiubein Liは、この相殺政策の環境に与える影響について述べている。急速に発展している広東省、山東省、江蘇省などの沿岸部の省では、都市拡大と工業建設により農耕地が減少しており、これらの省は、減少した土地を相殺するために、他の省に費用を支払って新たな土地を耕してもらっている。これにより、内モンゴルの (この地域では22パーセントの農耕地拡大が起こった) 甘肅、青海、寧夏、新疆などの中国北西部の省には、初めてたなぼた式に経済効果をもたらしたのである。

北西部の省では既に、過剰耕作と過剰放牧の被害が出ており、より辺境な土地へと耕作が進み、風害による土壌侵食が激しくなっている。現在では、風食被害は更に加速し、その結果、土地を放棄した住民たちは、東へ向かって移住せざるを得ない状況を生み出している。アメリカ人が南部の砂塵被害のあったダストボール時代に、大草原地帯の南部からカリフォルニアへと西に進んだのとは丁度反対の方向に移動していることになる。

耕作活動が土地を開墾する一方で、家畜数の増大は土地の植生を破壊している。1978年の経済改革と、共同体が管理できる家畜類の規模制限の撤廃を受けて、家畜の数は急速に増加している。今日、中国ではアメリカの9,800万頭に対して、1億2,700万頭の家畜があり、一方2億7,900万頭の羊とやぎに対して、アメリカでは900万頭に過ぎない。

青海省東部の共和郡では、地域の牧草が養うことのできる羊の数は370万頭であると推測されているが、1998年末までの羊の数は、土地の許容能力をはるかに超える550万頭に達している。その結果、牧草地は急激に劣化・砂漠化し、砂丘が形成されている。

ニューヨークタイムズ誌には、北京支局長のErik Eckholm が、「増大している砂塵は、かつて馬の腹の高さまで届く程に成長する草地として、何世紀にも渡ってチベット民族の故郷であった伝説的な青蔵高原の東端に、新しく形成された砂漠の一部と化している」と記している。公式な計測の結果、毎年、900平方マイル(2,330平方キロメートル)の土地が、砂漠化していると言われている。このことは、過剰使用による土地劣化よりも何倍もの広い地域が、生産性の低下による被害を受けていることを意味する。

過剰耕作による直接的な被害に加えて、降雨量の低下と地下水盆の過剰な汲み上げによる枯渇で、中国の北部半分は、文字どおり干上がっている。地下水面は、ほとんど全ての場所で低下し、地域の地上・地下の水の分布を徐々に変化させている。地下水面が下がるにつれて、湧水が枯渇し、小川は流れなくなり、湖は消え、川も干上がっている。約30年にわたって中国の土地利用を観察してきたアメリカの人工衛星は、北部の何千という湖が消滅していることを示しているのである。

中国社会科学院のWang Hongchang 研究員の報告によると、中国南部と東部の森林伐採によって、南シナ海、東シナ海、黄海から内陸部へ運ばれる水蒸気が減少している。植生がある土地では、水分は保持され、水蒸気となって更に内陸へと運ばれる。しかし、樹木が取り除かれると、内陸部に向かう水分を多く含んだ空気から発生した雨は流失し、海へ戻ってしまうのだ。このように森林伐採によって水の循環が弱められるため、内陸部の降雨量は更に低下してしまうのである。

このような土地劣化を回復させるためには、人口を安定化させ、可能な限りの場所へ植林し、内陸部の降雨による循環を促進するようになる必要がある。それには、1930年代にアメリカの農民達が砂塵嵐を止めるために行ったように、劣化しやすい農耕地を草地や森林に戻し、家畜の数を減らし、農耕地の吹きさらし地帯に植林をすることによって保護林帯を作ることが必要である。

このような方法に加えて、別の興味深い選択肢として今日注目されているのは、風速を弱めたり土壌侵食を防ぐための風よけとして、風力タービンを活用する方法である。風力発電のコストが化石燃料起源のものと比較して競争力を持つようになってきた現在、風を弱めるために風力タービンの列を地域を検討して戦略的に建設することで、土壌侵食を大きく減らすことができる。このことは、また燃料のために伐採される木材の使用を段階的に廃止することによって、森林への負担を軽減することにも繋がる。

風力発電の経済性は非常に魅力的である。中国の北西部と似たような状況にあるアメリカの大草原地帯では、大規模な最新デザインの風力タービンによって0.1ヘクタールの土地に年間10万ドルに値する発電事業がなされている。このような地方の経済活性化は、貧困にあえぐ中国北西部の発展計画にも適合するものである。

砂漠化を逆戻りさせることは、非常に大きな努力を要する。しかし、もし黄塵地帯が広がり続けることになれば、中国経済に打撃を与えるだけでなく、東部への大規模な集団移住を引き起こすことになる。選択肢は明確だ。持続可能なレベルに家畜の規模を減らす、さもなければ牧草が砂漠化し、重大な家畜損失が起こる。劣化しやすい農耕地を草原地帯に戻す、さもなければ農耕地は砂漠と化し、全ての土地の生産性が下がってしまう。植林と、可能であれば風力タービンとで防風塙を建設して風を弱める、さもなければこれ以上の土壌喪失と砂塵嵐に直面することになるのである。

もし、中国がこの悪化の傾向を早急に食い止めることが出来なければ、拡大する黄塵地帯は、取り返しのつかない勢いをつけるであろう。問題となっているのは、中国の土壤ではなく、その将来そのものなのである。

IGESでは、2001年4月より第2期(2001年度から2003年度)の研究活動を開始し、気候政策、都市環境管理、森林保全、環境教育、企業と環境および長期展望・政策統合各プロジェクトに取り組んでいる。ここでは、2001年に起きたIGESのプロジェクトの研究テーマに関するアジア太平洋地域での重要な出来事7件を紹介する。

1. エコアジア2001の開催

第10回アジア太平洋環境会議(エコアジア2001)が、10月13・14日に日本の環境省の主催により東京で開催された。今回の会議にはアジア太平洋地域を中心とする21ヵ国、国際機関等から総計約140名が参加した。

エコアジア2001では、IGESが過去3年間にわたり携わってきたエコアジア長期展望プロジェクト(LTPP)の「持続可能なアジア太平洋地域を目指して：エコアジア長期展望プロジェクト第II期報告書」が承認された。報告書では、エコ・コンシャスネス(環境意識)、エコ・パートナーシップ(環境連帯)、エコ・テクノロジー/エコ・インベストメント(環境技術/環境投資)、およびエコ・ポリシー・リンケージ(環境政策連携)の4つの概念に基づき、アジア太平洋地域における環境変化の要因を示し、将来展望の検討、重要な環境課題と地域協力メカニズムについての検討結果をとりまとめている。さらに、アジア太平洋地域の持続可能な開発に向けた革新的政策を形成するための、将来の方向性と政策提言を示した。

同会議では、LTPPの後継プロジェクトとして期待される「アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト(APEIS)」の実施も承認された。APEISは、i) 政策決定者が利用することを前提にした、持続可能な開発のための革新的政策形成に必要な科学的情報の収集・提供体制の整備、ii) 環境協力と対処能力向上の促進、iii) 持続可能な開発のための地域主導のモデルの提案、といった3つの主要な目的を持つ。IGESは、戦略的環境政策オプション研究の中心的実施機関としてAPEISに貢献することが期待されている。

さらに、「アジア太平洋環境開発フォーラム(APFED)」が発足した。アジア太平洋地域内の各国から推薦された20人余りの有識者で構成されるAPFEDは、よりバランスのとれた持続可能な発展についての新たな視点を検討することを目的としている。APFEDには、2002年の「持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)」に向けて提言を行うとともに、2004年には最終報告をとりまとめ、2005年開催予定の次回ESCAP環境と開発大臣会議(MCED)などの様々な機会を通じて、国際社会に向けて提言を公表していくことが期待されている。IGESはAPFEDの事務局として、討議資料や情報の提供を通じてAPFEDの議論を促進していくことが期待されている。

文：長期展望・政策統合プロジェクト

2. WSSDに向けた地域準備プロセスの実施

国連総会決議55/199(2000年12月20日)によるアジェンダ21についての10年間のレビュー会議開催の要請を受けて、2002年8月26日から9月6日に南アフリカのヨハネスブルグでWSSDを開催するための準備プロセスが、地方、国、準地域、地域、さらに地球規模のレベルで始まった。

アジア太平洋地域では各国における準備と並行して、有識者による2つの円卓会議(東アジア・太平洋および中央・南アジア)と、5つの準地域会議(北東アジア、南太平洋、中央アジア、南アジア、および東南アジア)が、2001年7月から10月までの間に開催された。

北東アジアにおける準地域会議は、7月26日から28日に中国の北京で開催された。この準地域の準備プロセスに対する貢献としてIGESは、北東アジアにおけるアジェンダ21の実施状況についての評価報告書「北東アジアの持続可能な発展：アジェンダ21の評価と挑戦」を準備した。

これらの会議の地域レベルでの総まとめとして、WSSDに向けたアジア太平洋地域準備会議が、11月27日から29日にカンボジアのプノンペンで開催された。地域準備会議では、WSSDでアジア太平洋地域が示すべき姿勢を明らかにするため、課題と優先順位、さらにはアジア太平洋地域の持続可能な開発のために取るべき行動について地域綱領を作成した。

文：長期展望・政策統合プロジェクト

3. 国連気候変動枠組条約第7回締約国会議（COP 7）の開催

2001年10月29日から11月10日まで、国連気候変動枠組条約第7回締約国会議（COP 7）がモロッコのマラケッシュで開催された。温室効果ガスの削減に向けて世界が歩み出した注目すべきステップとしてこのCOP 7は記憶されよう。COP 7での重要な達成事項は以下のとおりである。

- ・ 京都メカニズムの運用細則が決定され、これによりクリーン開発メカニズム（CDM）プロジェクトの早期開始が可能になった。さらに2008年からは共同実施（JI）プロジェクト、そして国際排出量取引も2008年から開始可能となった。
- ・ モニタリングと報告方法が確立され、京都メカニズムの運用にあたっての透明性と確実性が確保された。
- ・ 森林と農業での吸収源活動からクレジットの使用方法についての細則が決定された。
- ・ 気候変動による悪影響に対して特に脆弱な国々への特別な対策パッケージが採択された。
- ・ 京都議定書発効後の遵守問題が法的拘束制度として解決された。
- ・ CDM理事会と技術移転の専門家グループが設立された。
- ・ COP 7合意は、2002年のWSSDへ向けて強力なメッセージを送った。

このCOP 7での合意により、アジア地域で唯一排出削減数値目標を持つ日本は、京都議定書を批准しそれを遵守できるような国内制度づくりに責任を持って取り組むこととなった。これは、韓国その他のアジア各国に対しても、温暖化への対応を一層促すものとなるだろう。

文：気候政策プロジェクト



Copyright © Institute for Global Environmental Strategies

4. インドネシアにおける乱伐

違法な木材伐出が、インドネシアにおいて特に蔓延しており、国際的に関心事ともなってきた。違法伐出は新炭材・用材の伐採と流通の過程を含む。幾つかのレポートが、保護林と国立公園を含むスマトラとカリマンタンにおいて違法伐出が行われていることを指摘している。

違法伐出は、樹木の伐倒と文書作成から成り、それらの行為者として2つのレベルがある。地元の伐採業者は、全く機械を用いないか、せいぜいチェーンソー程度の機械を活用して樹木を伐倒する。

伐採権を保有する者（コンセッション保有者）が完全に機械化された伐採を行う。地元の伐採業者は、資本家や製材会社といった巨額の財力を持つ“ボス”より金銭的支援を受けている。

違法伐採は公安組織を含む権力に後押しされてのみ拡大する。NGOのEIA/Telapakによる1999年のレポートでは、汚職まみれの役人たちがタンジュンブッテリング国立公園とグヌンレウセル国立公園における違法伐採の拡大を如何に容認してきたかが明らかにされている。伐採業者が役人に賄賂を使うという結び付きによって、必要書類が確実に発行されているのである。ジャカルタポスト紙は、そうした積み出し管理局、林野行政、税関、税務署、そして警察での談合を報じている。クタイ国立公園の地元民は、「国立公園内からの木材を密輸出することは、実力者の後押しがなければ不可能だ」と指摘している。

違法伐採の生態系への影響を解明することと並んで、そのメカニズムや要因の解明が、いま研究に求められている。

文：森林保全プロジェクト

5. 韓国3大河川の管理に関する新法案

韓国国民議会の環境労働委員会は、最近ナドン川、クム川、ヨンサン川という、韓国4大河川のうち3河川の管理についての特別法案を可決した。これにより、韓国における飲料水のより総合的な管理につながる事が期待される。

法案はこれら河川流域の土地利用を、厳しく規制するものである。具体的には、河岸の緩衝地帯では、飲食店、宿泊施設、家畜の飼育施設や工場など、汚染物質の発生源となりうる施設の建設が禁止される。既存施設に対する当面の措置として、下水や排水に含まれる汚染物質量の基準を現在の半分まで抑えるように規制を強化する。さらに、市役所および道庁は、早ければ2004年から、これらの河川流域における汚染物質排出量の総量規制の実施を予定している。水道の利用者は使用量に応じて課税され、これらの税収は上流域の住民および土地利用規制によって不利益を被っている地方自治体への助成金として活用される。

2002年より施行されるこの法案により、韓国政府による飲料水の水質保全における10年余りにわたる取り組みが完結することになる。この取り組みは、1999年にハン川の水質を保全するために法律が施行された時に具体化され始めた。環境関連当局はこれらの法律の実施により、ナドン川、クム川、ヨンサン川における生物化学的酸素要求量（BOD）のレベルが大幅に低減されることを期待している。

文：都市環境管理プロジェクト

6. 韓国環境教育法の法制化作業

韓国環境教育学会と韓国議会における環境フォーラム（議員グループ）は、1年間にわたって「韓国環境教育法」を策定する作業を進めてきた。環境教育法は、制度および財政上の支援を提供するメカニズムを発展させ、政策や計画を作成、実施に移すことによって、環境教育の制度を改善することを目的としている。法案では、韓国における包括的な短期および長期の環境教育計画を作成し実施する機関として、環境省が中心的責任を持つと明示している。法案には、環境省と教育人材開発省を代表する特別委員会が、環境教育政策および計画を共同で実施するという条項も盛り込まれている。100名以上が参加する公聴会場でこの法案は議論された。現在、公聴会で得られた提案を踏まえて法案を修正する作業が行われている。大統領が法案にサインする前に、環境関連の法律の審議を担当する環境労働委員会がこの法案を審議し、その後本会議に提出される。法案は、現在審議中である。

詳細問い合わせ先：

Dr. Jae-Young Lee

Dept. of Environmental Education, Kongju National University,

182 Shinkwan-dong, Kongju City, Chungnam, Republic of Korea 314-701

Tel: 82-41-850-8815, E-mail: keep@kongju.ac.kr

文：環境教育プロジェクト

7. アジア地域で環境管理会計進展の動き

第4回国連環境管理会計専門家会合が、6月5日から7日東京において国際連合持続可能開発部（UNSD）主催、日本国環境省の協力の下に行われた。アジア地域での環境経営促進に大きな意義のある会合となった。アジアでの環境管理会計への関心は急速に高くなってきており、今回は同地域初めての開催となった。会議には17カ国と2国際機関が参加したが、これまで毎回この会合に参加している日本のほかに、今回はアジアの数カ国からも専門家が参加したという点で重要な意味がある。各国の参加者からそれぞれの国における環境管理会計の取り組み状況について発表が行われたほか、特にアジア地域での情報交換が重要であることが議論された。また、環境管理会計の普及可能性をケーススタディやワークブックの作成などを通じて検討していくことを合意した。本会合においては、アジア太平洋地域における環境管理会計の実務家、研究者の研究・情報交換ネットワークである「アジア太平洋環境管理会計ネットワーク（EMAN-AP）」が設立されることが歓迎された。本年6月に神戸に設立されたIGES関西研究センターは、このネットワークと緊密な協力の下に、9月に環境管理会計に関する国際ワークショップを神戸で開催した。

文：企業と環境プロジェクト

オーストラリア

ジェラルド・アーリー

オーストラリア政府環境省、認可法務部部長

1. 環境法改革

オーストラリアの新しい環境法である1999年環境保護・生物多様性保護法は7月で、施行以来満1年を迎えた。オーストラリアの環境法制史上最大の改革となった1999年法は、オーストラリアの歴史上初めて、環境上の重要物を保護するための国レベルでの包括的な枠組を定めている。同法は、環境の改善、環境問題に関する連邦政府の果たす役割の強化、委任プロセスを通じた州および準州との協力体制の強化、政府の意志決定に関する厳密な時間的枠組を規定している。今年6月、オーストラリア野生生物取引法が強化されて本法に統合されたことによって、1999年法はさらに強化された。オーストラリア議会は、現在、オーストラリアの重要な国家遺産の保護を強化するため、1999年環境保護・生物多様性保護法に本法を組み込む提案を検討中である。

2. 自然遺産保護基金の拡大

5月、連邦政府は今後5年間の自然遺産保護基金の活動を更に拡大するため、運用資金を10億ドル増額することを決定した。“Helping Communities Helping Australia”をスローガンとして活動しているこの基金は、オーストラリア政府によって実施されている環境プログラムの中で最大規模の包括的なプログラムである。プログラムは、オーストラリアの自然環境の保全と持続可能な利用、修復活動を促進しようとするもので、特にオーストラリアの自然植生の保全・修復、絶滅の危機に瀕している種の保存、湿地および河川の修復、オーストラリアの沿岸と海洋の保全、保護地域ネットワークを通じた環境上貴重な土地の管理に重点を置いている。自然遺産保護基金は現在25億ドルを資金に活動しており、過去5年間で1万件以上の環境修復プロジェクトの活動に約40万人のオーストラリアの人々が参加した。



自然遺産保護基金による植林活動に参加する
オーストラリアの子供たち
Australian children planting trees under
the Natural Heritage Trust

Copyright © Queensland Parks and Wildlife Service

3. 塩分と水質に関する国家行動計画

5月、連邦政府は塩分と水質管理に関する国家行動計画のための最初の基金となる予算を拠出した。14億ドルの拠出金は連邦政府および州政府の共同出資によるもので、オーストラリア全土における主要な集水域での塩分と悪化している水質の向上をめざした国レベルでの取り組みを象徴するものである。同計画はオーストラリアの環境と自然資源を基盤とする企業の利益を保証するために、充実した即効性のある内容の改革の必要性を指摘している。計画の主な内容は、水質管理と塩分に関する地域目標の設定や、それぞれの地域に適應した自然資源の管理計画を策定し、また実施するための地区や地域の組織に資金を提供することである。同基金はオーストラリア自然遺産基金の拡大に伴う10億ドルの資金の増額に更に追加される。

4. シドニー港連合基金

シドニー港周辺の環境上げい弱な地点（サイト）の管理と修復のため、シドニー港連合基金が3月に設立された。地点の多くは軍やその他政府の使用目的のため、長期にわたって一般市民の立ち入り禁止の区域であった。対象となる地点には、灌木地域、アボリジニにとって重要な地域や400以上の建物が含まれており、137ヘクタールに及ぶそのほとんどは、自然遺産のリストに掲載されている地域である。

シドニー港連合基金の活動を通じて、用地は公有化され、シドニー港というオーストラリア人の生活の象徴の一つを確保し、かつて実現できなかったシドニーの永久遺産としての保存を予定している。地点の管理計画案は2002年末までに作成され、10年間にわたって実施される予定である。その間、基金はいくつかのプロジェクトを計画しており、地点へのアクセスを整備し、ビル等建築物の保全や環境保護促進、地点の今後の利用に関する検討を行う予定である。



シドニー港の史跡Chowder 湾
Historic Chowder Bay on Sydney Harbour

Copyright © Sydney Harbour Federation Trust

5. オーストラリアバーチャル植物標本館

6月、オーストラリアバーチャル植物標本館を設立するため、長期共同ベンチャー事業が発表された。バーチャル植物標本館は、オーストラリアの植物に関する情報を総合した、全世界からアクセス可能なシステムで、世界中で実施されている植物標本のコンピューター化事業の中で最も野心的なものである。この事業は8つの植物標本館に保存されているオーストラリアの600万種のデータをコンピューター化し、インターネット上で閲覧できるようにするものである。既に約40%の種が電子データベース化された。バーチャル植物標本館プロジェクトは残りの60%のデータについてもデータベース化を行い、ポータルウェブサイトを通じて検索、閲覧ができるようにする予定である。

Bangladesh

カンダカ・メヌディン、ドゥイジェン・マリク Bangladesh 高等研究センター (BCAS)

1. プリガンガ - Bangladesh で最も汚染された川

ダッカ市の生命線であるプリガンガ川が、有害廃棄物の投棄と不法占拠によって死に瀕している。環境省のレポートによれば、ダッカ市内のゴミの82%がプリガンガ川に流れ込んでおり、それに加えて、皮なめし、染色、繊維などを営むダッカ市内にある何千もの業者からの廃棄物によって、プリガンガ川はますます汚染されている。ハザリバの500を超える皮なめし業者は、15,000から21,000立方メートルものきわめて有害な様々な化学物質からなる液体廃棄物を、プリガンガ川に垂れ流している。また、都市近郊にあるさまざまな産業からも、特定はされていないが有害廃棄物がプリガンガ川へ排出されている。環境問題の専門家たちは、プリガンガ川の水生動物はすでに死に絶え、ダッカ市内およびプリガンガ川の河岸に住む数100万の人々は、環境を汚染している未処理の有害産業廃棄物によって、さまざまな健康上の危険に晒されていることを指摘している。

市民生活の不安が高まってきたことを受けて、Bangladesh 環境弁護士協会は、川の汚染の原因となった企業を相手取って告訴に踏み込んだ。高等裁判所の判決は汚染企業の責任を追及するものであったが、川の汚染を管理する状況はこれまでのところ進展していない。最近になって、第4四半期に、政府は川に建てられているすべての不法建築物を撤去し始めるという大胆な措置を取った。これにより、川の本来の流れが戻り可航性も回復するであろう。

出所：「The Daily Star」および「The Bangladesh Observer」に10月と11月にそれぞれ掲載されたレポートをもとに作成。



プリガンガ川に排出される産業廃水
Industrial effluents drain into the Buriganga

Copyright © Bangladesh Centre for Advanced Studies

2. 健康への深刻な脅威をもたらす地下水の砒素汚染

砒素汚染に対する恐怖が国中に広がった。Bangladesh 政府の公衆衛生工学省は、国中からすでに数千にも及ぶ井戸から、砒素による汚染を検出している。人口の90%を超える人々が飲料水、炊事、洗濯、その他家事に使用する水を井戸に依存しているため、地下水の砒素汚染は生死に関わる公衆衛生上の問題である。この問題は、水道による水供給が整っていない南西部、南部、南東部の農村地域において特に深刻である。数1000件におよぶ砒素汚染の事例が記録されており、砒素の毒害による死亡例もすでに数件が報告されている。政府関係機関、NGO、開発協力機関は、地下水を浄化し人々に飲料水と炊事のための安全な水源を確保するための新しい技術や装置の普及にむけて全力をあげている。

出所：「Financial Express」2001年4月11日、「The Daily Star」2001年7月12日

3. バングラデシュ政府の重点課題に挙げられたポリエチレン袋の禁止

バングラデシュ新政府は、ポリエチレン袋の製造、販売、および使用の禁止を決定した。この禁止令は、まずダッカ市内で実施されて、その後段階的に全国で実施されていく予定である。複数の関係筋によると、バングラデシュでは毎日1,000万枚以上のポリエチレン袋が使われており、そのうちの60%はダッカ市内で使用されているという。微生物によって無害な物質に分解することのできないポリエチレンで製造された袋が、配水管やマンホール、その他の開放された場所に相当な数量で捨てられており、既に弱い下水システムに支障を起こす原因となっている。ポリエチレン袋の製造時に使われる黒色の染料は、発癌性のあることが知られている。ポリエチレン袋の使用は、微生物による分解が可能な天然繊維から作られる伝統的なジュート袋に替わって1980年代の初めに降急速に普及した。政府は、ポリエチレン袋の代替品としてジュート袋の使用を復活させることを計画している。専門家や政府は、ポリエチレン袋の禁止令は、短期的には雇用と収入の損失といった負の影響をもたらすことになるかもしれないが、長期的には環境上の便益がそれを十分に上回るとされる。

出所：今年さまざまな新聞に掲載されたレポートをもとに作成。



廃棄物処分場の使用済みポリエチレン袋
Used polythene bags at a waste dumping site

Copyright © Bangladesh Centre for Advanced Studies

4. スンダーバンズで開始された生物多様性保護プログラム

バングラデシュは、「スンダーバンズ保安林生物多様性保護」と題した、大規模な保護プログラムを開始した。プログラムは、NGO、研究機関、地域の受益者団体との協力のもと、政府によって実施される。バングラデシュとインドにまたがるスンダーバンズは、単一では世界最大の豊富なマングローブの生態系を保有しており、ロイヤル・ベンガルトラを始めとする豊かな動植物相をもち、実に330種の植物、400種の魚、50種以上の野生動物、315種の鳥、そして53種の爬虫類が生息している。60マイルに及ぶマングローブ林は、熱帯低気圧による高潮から沿岸地帯を守っている。人間が介入したことによって、マングローブ林の資源が徐々に破壊され、森林の豊かな生物多様性の持続可能性が危機に晒されているということに注意すべきである。

出所：『The Independent』、『Financial Express』2001年2月15日



動植物相豊かなスンダーバンズの景観
Partial view of the Sundarbans, which was
very rich with flora and fauna

Copyright © Bangladesh Centre for Advanced Studies

カンボジア

キュー・ムット

カンボジア王国政府環境省、環境総局長

1. ロンパット野生生物保護区に関する調査

ロンパット野生生物保護区（LWS）はカンボジアの東部に位置し、モンドゥルキリ県とラタナキリ県にまたがって2500平方キロメートルの面積を有している。保護区のほとんどは、特に南西部と北部は、草地や乾燥した低木で覆われている。東部地帯は、半常緑林と混交落葉林がモザイク状態になって広がる森林が比較的優勢である。保護区の大部分の環境はまだ良好で、トラなどの世界的に絶滅の危機にある大型哺乳動物や水鳥の生息地として適した地帯であることで知られている。

保護区は東経106.3度から107.27度、北緯13.05度から13.35度の区域に位置している。LWSは幾つかの河川の分水嶺としても重要である。国内の他の地域と同様に、気候は雨季（11月～5月）と乾季（6月～10月）に分けられ、年間平均降水量は1,000ミリから2,000ミリ、平均気温は20.5である。

現在は、資金不足や保護区に関する情報不足、技術的な能力不足のため保護区には管理計画がない。また、現行の法律では、保護区で活動するためのレンジャー、武器を導入するために必要な権限、資金などさまざまな点で不十分なため、違法行為を取り締まることができない。更に、地域のコミュニティによる活動も、経験不足や必要な資金の不足などの理由で実施されていない。地域のコミュニティが参加した野生動物の保護や保全のための活動を実施していくためには、保護区の管理体制を充実させていくことが重要である。

東南アジアの多くの地域と比べた場合でも、この保護区の森林は比較的広範で、多様性に富み、自然が損なわれない状態で保たれており、トラ、野生牛、アジアゾウ、猛禽類、灰色のオオヅル（Sarus Crane）、東南アジア産マクジャクなどの世界的に重要な生物種が、将来にわたって生存していくことのできる極めて重要な場所である。しかし、保護区の環境や野生生物は、アジア地域の他の地域と同様、危険な状況に直面している。これは、保護区の環境の悪化や、食用や取引などの直接的な原因によるものである。これらの保護区への捕集・捕獲行為は全て違法行為であり、保護区の環境や野生生物が危機に直面していることについて、保護機関や地域の行政機関は十分に認識している。

2. アジア太平洋地域の持続可能な開発の実現に向けた宣言

持続可能な開発に関する世界サミットアジア太平洋地域ハイレベル準備会合で採択された本宣言は、2002年に南アフリカのヨハネスブルグで開催される持続可能な開発に関する世界サミット（WSSD）に向けた、アジア地域の役割についてを示した文書である。アジア地域には、世界人口の半数以上が住んでおり、また世界の貧困層の3分の2が生活している。世界規模での持続可能な開発を達成するための取組みを実施していく上で、アジア地域は、その独自の経済構造や環境、社会的な特色と相まって、重要でかつ複雑な課題を抱えている地域となっている。過去10年間に、アジア地域は、経済成長、貧困の削減、環境政策の推進、規制の策定、社会基盤の整備、そしてパートナーシップの促進といった分野で著しい進歩を遂げた。しかし、残念なことに、このような進歩は経済危機や自然災害、その他のさまざまな出来事によって度々台無しにされてきた。WSSDに向けた準備として、持続可能な開発の促進を支援するために、さまざまな分野に関連するアジア太平洋地域からの6つの提案（イニシアチブ）が行われた。提案の内容は、(a) 人材開発、(b) 貧困の削減、(c) よりクリーンな生産と持続可能なエネルギー利用、(d) 生物多様性と自然資源の保護、(e) 淡水資源の管理、(f) 海洋と海洋資源の管理についてである。



持続可能な開発に関する世界サミットアジア太平洋地域ハイレベル準備会合
(2001年11月27日、プノンペンで開催)
High-Level Regional meeting for the World Summit on Sustainable
Development (Phnom Penh, 27-27 November 2001)

3. 第6回ASEAN環境大臣非公式会合の開催

5月15日、16日の2日間、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域と世界の環境問題について検討し、環境保護のための協力活動を促進することを目的とした、第6回ASEAN環境大臣非公式会合が開催された。

森林等の火災や国境を越えて飛散する煙霧の問題に関しては、ASEAN気象センターが、2001年の後半の湿度は通常の75%となり、その間煙霧が継続して発生する可能性を予測しており、大臣たちの関心を集めた。会議では、これらの被害を防止するために、十分な警戒を行い、ASEAN地域が努力を惜しまず一層の活動を実践していくことを決議した。

会議では、「ASEAN環境教育行動計画2000-2005」を開始するとともに、「ASEAN環境行動戦略計画」の実施についての進捗状況が検討された。ASEANとアジア開発銀行（ADB）の共著による『火災・噴煙・煙霧-ASEANの対応戦略“Fire, Smoke, and Haze - the ASEAN Response Strategy”』が発表された。

また大臣たちは、インドネシアで、焼畑農法の管理を強化する手法を定めた新しい規制が2月から発効され、焼畑を実施している多くのプランテーション企業に対して裁判所の処置がとられていることに注目した。

参加大臣たちは、国境を越えた煙霧による被害に関する協定案を、2001年9月までに作成し、11月にブルネイで開催されるASEAN首脳会議の際、関係諸国が署名を行うことで合意した。森林等の火災から引き起こされる火災の危険性をテーマにした国際会議は、2002年にマレーシアで開催される予定である。

会議では、間もなくASEANから第2次環境報告書が公表されること、さらに、持続可能な開発に関する世界サミット（WSSD）に向けて、第3次環境報告書を2002年初頭にまとめる予定が発表された。またWSSDの準備会合を開催するカンボジアとインドネシア両政府に対して、すべての関係政府・機関からの協力を要請した。カンボジアではアジア太平洋地域会合が予定されており、インドネシアでは閣僚レベル会合が開催される予定である。

更に参加大臣から、京都議定書に対する米国政府の対応について大きな関心を寄せているという発言があった。京都議定書の条項は再び交渉されるべきものではなく、未解決となっている問題が、気候変動枠組条約第6回締約国会議再開会合（COP6再開会合）で、友好的に解決されることを期待するという見解が示された。

大臣会合では、ASEANとの協力により継続して実施される活動について、ADB、国連環境計画（UNEP）、国連教育科学文化機構（UNESCO）、国連大学（UNU）、ハンスシーデル基金（HSF）との会議が開催された。参加大臣からは、これらの機関がASEAN地域の環境を改善するために大きな支援を行っていることに対して深い感謝の意を表した。



4. 日本の皇室夫妻カンボジア訪問

日本の皇室としては初めて、秋篠宮・同妃両殿下がカンボジアを訪問し、日本とカンボジア両国の今後の一層の友好関係を深めた。

両殿下はプノンペンで3日間を過ごし、政府関係者との会談後、プサーマイ市場でのショッピングを楽しまれたほか、国立博物館などのカンボジアの文化施設を訪問された。訪問を記念して、ノロドム・シアヌーク国王が昼食会を開催したほか、フンセン首相は両殿下を招待した夕食会を主催した。両殿下は、プノンペンから空路でシュムリアップに到着され、トンレサップ湖を始め、アンコールトムやアンコールワットなどを訪問された。ナマズの研究者でもある秋篠宮殿下は、トンレサップ湖でワニや漁業工場を見学された。

秋篠宮殿下は、モク・マレ博士（環境大臣）が同行して訪れたトンレサップにあるブラックトールでは、そのダイナミックな自然に深く印象付けられた。秋篠宮殿下は、カンボジアのすばらしい環境を始め、カンボジアの滞在を楽しまれた。



1. 自動車産業と自動車排気ガスに対する新たな規制

自動車の利用拡大による排気ガスの問題は、中国の多くの大都市でますます深刻になっている。排気ガスによる大気汚染の問題に対処するため、国家環境保護総局は、製造禁止とする自動車のリストと排ガス基準に適合する自動車のリストを作成し、9月に、地方環境保護局と関連の国内自動車メーカーを対象に配布した。4月に発布された新排ガス規制によると、排ガス規制に適合していないディーゼル油使用の普通車と大型車はそれぞれ、10月1日からと9月1日から生産が中止される。新排ガス規制の施行以前に製造された自動車は、2002年12月31日までに段階的に処分されることになる。また、ユーロII基準を満たすことによって減税が受けられる車種のリストを現在作成中である。

出所：<http://www.zhb.gov.cn>

2. “グリーンオリンピック” 実現に向けた北京市の環境保護強化

北京市は2008年のオリンピック開催地として決定して以来、大気汚染への取り組みと環境インフラの整備に一層の努力を続けている。“グリーンオリンピック” 開催の目標を実現するために、北京市は7月に“北京市環境保護第10次5ヵ年計画”(案)を作成し、11月1日から2002年3月31日まで、大気汚染に取り組む第7期の新計画を開始した。新計画では粒子状物質の制御に重点を置き、大気汚染防止の短期目標として、大気汚染指数の第2級かそれ以上の指数となる日数の合計が、今年1年間で50%に達することを確保すること、をあげている。目標達成のため、石炭の品質管理、二酸化硫黄の排出抑制、いくつかのセメント工場の閉鎖、ボイラーや自動車からの排ガス規制の強化などの対策が実施される予定である。1月から10月までの間、大気汚染指数が第2級かそれ以上の指数となった日数は153日に達した。一連の環境改善は2008年開催のオリンピックの成功に、欠くことのできない基礎となるであろう。

出所：<http://www.zhb.gov.cn>

3. 砂漠化防治法¹

中国北部は、近年激しい砂嵐にみまわれており、生態系の悪化が心配されている。砂嵐や砂漠化を防ぐために、砂漠化防治法が8月31日の第9期全国人民代表者会議常務委員会第23回会議で採択され、2002年1月1日から発効される。7章で構成された同法では、砂漠化防治計画、砂漠化の防止、砂漠化した土地の修復、砂漠化防治のための施策の確保などが定められており、砂漠化防止と管理、生態環境の安全性の維持、持続可能な開発の推進を目的としている。

出所：<http://www.zhb.gov.cn>

1 防治：防は防止、治は管理の意味を表す中国語

4. 主要47環境保全都市における大気質予報

主要47環境保全都市に指定された都市の大気質の状況についての日報が、メディアを通じて6月5日から実施された。新大気污染防治法及び気象法を施行するため、これらの47都市を対象にしたケーブルテレビによる大気質予報が6月5日に開始された。予報は、午後8時から翌日午後8時までの大気汚染指数、主要汚染物の排出レベルと大気汚染濃度を発表する。中国における主要都市の大気質の日報と予報は、公衆衛生の保全や市民参加を推進し、環境意識の向上を図る手法として、有効な手段であることが証明された。

出所： <http://www.zhb.gov.cn>

ブラサド・ヴェイジャ、ヴァイトグループ(米国) マイティリ・アイエール、ローレンスパークリー国立研究所(米国)

1. プラスチック製買い物袋の追放運動が広がる

インドでは、伝統的にあらゆる物を大切に無駄を出さない生活をしてきた。形ある物は再利用、修理、あるいはリサイクル(再生利用)されてきた。薄いプラスチック製の買い物袋は、再利用するには弱すぎて、くず拾いがリサイクルのために集めるには経済的に割があわず、インドのこうした伝統に馴染まなかった。そのため、プラスチック袋は、海岸、庭園、排水溝、路上、ごみ捨て場に散らかり、時にはごみをあさる動物の消化管から発見されることもある。

再生プラスチック袋の製造と利用に関するインド環境森林省の通達を受けて、インド国内の市・州政府は薄いプラスチック袋の使用を禁止した。ムンバイ、ニューデリー、チェンナイ、カルカット、バンガロール等の都市と11以上の州では、厚さ20ミクロン(100分の2ミリ)以下のプラスチック袋の使用が禁止された。

この結果、再利用可能で、くず拾いがリサイクル(再生利用)のために集めるだけの価値のある、厚くて丈夫なプラスチック袋が注目されている。地域によっては、健康上の理由から再生プラスチック袋を食料品の輸送に利用することも禁止されている。このような禁止の通達は、目障りなごみが減って公共の場所の美観が向上する一方で、プラスチックの需要と生産が増え、その結果プラスチック産業が恩恵を受けることになるという批判もあるが、ごみを集めて生計を立てている人々には歓迎され、マハラシュトラ州やケララ州等ではプラスチック袋の使用が明らかに減少している。

詳細は、 *Down To Earth February 15 & 28 April 30 2001, The Indian Express New Delhi October 17 2001, (<http://www.oneworld.org/ni/issue323/factfile.htm>)(New Internationalist On-line, issue 323), The Gazette of India Extraordinaire Part II 1999等を参照。*

2. 州政府による雨水利用計画の推進

雨水収集(RWH/Rainwater Harvesting)の方法はチェックダム(小規模仮設ダム)の建設や既存の池とその水系の修復、屋上においた雨水の収集貯蔵システム等様々な種類がある。RWHは、節水や地下水の水量を回復させる一方で、都市部、農村部を問わず洪水管理のための効果的な手法である。

インド政府は全ての州に対して、地下水の過剰な利用を制限し、地下水量の回復を促進するため、RWHに関する法律を制定するよう求めた。ニューデリーとハイデラバードでは、建築条例により屋上の雨水収集利用が義務付けられ、マディヤ・プラデシュ州では、雨水利用施設を備えた建築物の固定資産税の6%を還付している。小規模な取り組みが拡大するなか、マディヤ・プラデシュ、ラジャスタン、グジャラート、およびアンドラ・プラデシュの各州は大規模な雨水収集計画をまとめた。マディヤ・プラデシュ州政府は、今年、おそらく世界でも最大規模の雨水利用計画を実施し、5ヵ月間で706,304もの雨水利用施設を建設した。同州政府が、かつての‘ラジウ・ガンディ・ミッション’が実施した流域事業から、第2世代の事業といえるストップ・ウォーター・キャンペーン(現地語でパニ・ロコ・アビヒヤン)へと引き継いだことは、水資源保全のための大規模な運動が戦略的に転換していることを示している。

こうした努力の成果は地下水位の上昇に現れている。安定した水の供給を確保できたことで、地方経済が活性化し、生態系も再生し始めた。ほとんどのプログラムで、雨水利用のシステムの設立に一般市民が参加しており、システムを維持するためにも人々の協力が不可欠である。政府は人々が自分たちの水系を管理できるように、水に関する権利を再定義する必要に迫られている。

詳細は、 <http://www.rainwaterharvesting.org>

3. 省エネルギー法

インドは米国に続いて世界で2番目に、包括的な省エネルギー法を制定した。同法の実施と情報の普及に必要な費用を調達するため、省エネルギー基金が設置される。この省エネルギー法によって、中央政府は、建築、設備、工業生産に関するエネルギー基準の制定を含む規定を実施することが可能になった。州政府は、地域の事情に応じて建築に関するエネルギー基準を調整する権限を得ることになる。また政府はエネルギーの利用者を等級別に区分したり、設備および器具を、格付けして分類することができるようになる。さらに、エネルギー効率局が設置され、エネルギー基準を勧告したり、特殊設備・器具のエネルギーのラベルを付けることになる。

同法は、政府、生産業者、および市場関係者らによる様々な動機が複合的に繋がって、エネルギー管理サービス（EMS）市場を創出するための起爆剤となる可能性があると考えられている。

専門家は、電力業界への助成金の支給ではなく、エネルギーの有効利用に対する資金援助をする、というこのエネルギー法を政府による合理的な行動だと捉えており、農家や小規模工業者を巻き込んだ巨大なEMS市場が創出されつつあると予測している。米国の国際開発庁（USAID）は、この省エネプログラムの実施により、インドの電気設備から約3万メガワットの省エネが実現すると試算している。

詳細は、 http://powermin.nic.in/bill_2001.pdf

4. 植物品種の保護と農民の権利に関する法案

知的所有権の貿易に関する協定（TRIPS協定）にインドが合意したことを受けて、今年ようやく議会で可決した植物品種の保護と農民の権利に関する法に基づき、国立遺伝子基金および植物品種と農民の権利局（PVP）が設置される。同法は、植物品種と農家・品種改良家の権利を保護し、新品種の開発を促進することを目的としている。同法は、伝統的な田園地帯の部族型社会が、お互いに利益を共有し権利を保護することを保証し、耕作者であり資源の保護者としての農民の役割を認め、農業の生物多様性に対する農民社会の貢献を認めるものである。

品種改良家と農民は、生産/繁殖させた作物を、保存、利用、作付け、再作付け、交換、共有、売却する権利を保証されることになる。PVPは、新種もしくは既存種の認定や登録、文書の発行を行い、権利の保持者が種子を生産したり販売するなどの農民に提供するための努力をしない場合には、農民が利用許可を与えるよう、強制することができる。本法は、研究者のための特権を与えているほか、悪意のない違反を犯した場合の農民の保護や、登録種が期待された成果を出さなかった場合の補償を行なう。ターミネーター技術²が使用されている品種、人体および環境に有害であることが証明されている品種は登録されない。

遺伝子組換え品種に不正に認可が与えられる危険性について批判はあるが、この法律は農民および部族型社会の権利を保護するための良い出発点と言える。

詳細は、 <http://agricoop.nic.in/seedssf.htm>, <http://www.grain.org/publications/india-pvp-2000-act-en.cfm>

² Terminator Technologyとは、遺伝子組み換えによって植物に発芽可能な種ができないようにする技術。

インドネシア

モハマド・スリヤニ

環境教育・開発研究所/インドネシア国家研究評議会会員

1. ジャカルタにおける「チリウン川クリーンキャンペーン」

ジャカルタの8大学の代表およびNGOのサポートを受けて、1989年5月に、インドネシア大学の環境研究センターによる河川のクリーンキャンペーンが開始された。キャンペーンの名称は、ジャカルタを流れる13の河川のうち、最も有名なチリウン川の名前に由来する。キャンペーンはこれまで、政府、初等から高等までの教育機関、企業、職業団体、女性団体を含むNGOなどからの、幅広く熱心な支援を受けてきた。また、藤田公郎駐インドネシア日本大使（当時）の尽力により、チリウン川キャンペーンセンタービルの建設のため、67,099USドルの資金援助を得た。



写真A. 河川堤防沿いの居住地。悪条件で問題が多い。

写真B. 1990年に行なわれた、ボートといかだのデモンストレーション。スジューディ教授（インドネシア大学学長）、エミール・サリム教授（環境開発担当相）、ラディナル・モクター公共事業相、エルナ・ウイトラー氏（NGOリーダー）も参加した。

写真C. 3月にインドネシアを訪問した早瀬長崎大学教授と宇仁菅JICA専門家。早瀬教授は1994年に、チリウン川キャンペーンのためのビル建設に対する資金援助を駐インドネシア日本大使に提案した。

写真D. チリウン川キャンペーンがめざす将来像。清潔で適切な居住地域および観光にも活用できる水運が提供されている。

（写真：著者提供）

Fig. 1 A. The problematic situation of the river with settlements along the river banks. B. A 1990 boat and raft demonstration, with the involvement of Prof. Sujudi, Rector of University of Indonesia, Prof. Emil Salim, Minister of State for Development Supervision and Environment, Mr. Radinal Mochtar, the Minister of Public Works and Ms. Erna Witoelar (an NGO leader). C. The visit of Prof. T. Hayase from Nagasaki University accompanied by Mr. S. Unisuga (JICA) in March 2001. In 1994 Prof. Hayase appealed to the Japanese Ambassador to support the construction of a building for the Ciliwung River Campaign. D. The desired future condition of the river: clean, and with appropriate housing and the possibility of water transport for tourism (Photos by Soerjani).

開始から12年が経過し、このキャンペーンを活性化させる時期にきている。川の浄化をめざすこのキャンペーンの目的の一つは、川底を浚渫することによって水深を下げ、観光や運搬用の目的で活用することである。将来的には、河川堤防をより良い居住地域とすることも期待されている。浚渫計画は、すべての利害関係者に関わる問題として提案される予定で準備が進められており、こういった取り組みが他地域における河川管理のモデルとなることが期待される。

2. 総合的な化学物質管理と安全

1992年に、国連環境開発会議（UNCED）で合意されたアジェンダ21の19章には、2000年までに化学物質の管理に向けた取り組みを実施することが明記されている。1997年に発表された「アジェンダ21インドネシア：持続可能な開発に向けた国家戦略」には、健康、有毒危険物質、放射能物質および廃棄物の管理についての項目が含まれている。このアジェンダにしたがってインドネシア政府は環境省、保健省のもと、「化学物質の管理と安全に関する調整フォーラム」の計画を開始した。

このフォーラムは10月に、2002年から2005年までの優先課題を、以下のとおり決定した。

1. 生活の中での化学物質の役割に関する教材作成（初等・中等教育用）と有害化学物質の危険性とその管理についてのパンフレットの作成（化学物質の生産者、製造業者、貿易業者、流通業者および利用者対象）を通じて、化学物質の安全に関する意識向上を図る。
2. 持続可能な開発を支援する、国レベルの情報システムとして、化学物質の管理などに関するデータベースを開発し運営する。

これらの計画は、世界保健機関（WHO）、国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）、国連訓練調査研究所（UNITAR）、国際労働機関（ILO）、ユネスコ、国際協力事業団（JICA）などの国際的な機関およびその他の助成機関を始め、インドネシア国内の新旧の製薬工業、化学工業、農業用化学工業、化学品輸送業などの、直接的、間接的に化学物質を扱うビジネス関係者の支援・協力を緊急に必要としている

上記プログラムへの支援を望む方は、薬品・食品管理庁(National Agency for Drugs and Food control)にある「化学物質管理と安全に関する調整フォーラム」事務局(the Secretariat of the Coordinating Forum on Chemical Management and Safety)へ問合せのこと。

詳細問合せ先：

National Agency for Drugs and Food Control

住所: Jl Percetakan Negara No. 23, Jakarta 10560, Indonesia

電話: 62-21-4244691, FAX: 62-21-4244947

上記の初等・中等教育用教材に関する問合せ先は下記のとおり。

詳細問合せ先：

The Institute of Environmental Education and Development(IEED)

住所: Aidevco Octagon Building II 4th floor, Jl. Warung Jati Barat, No.75, Jakarta 12740, Indonesia

Tel: +62-21-7902951, Fax: +62-21-7985460, E-mail: soeried@centrin.net.id

3. 環境教育全国ワークショップ

環境省と環境管理庁は、インドネシア大学人材・環境研究センター（the Centre Research on Human Resources and Environment）の協力により、国連環境計画（UNEP）とハンス・シーデル財団（HSF）の支援を受けて、11月5日から6日、ジャカルタで「環境教育全国ワークショップ」を開催した。このワークショップは、環境に配慮し、環境意識をもって、環境に優しい行動のできる人材の育成に向けた環境教育と学習のプロセスを形成することをめざしている。

ワークショップの目的は以下の通りである。

- インドネシアにおいて現在実施されている環境教育の同定とその評価
- すべてのステークホルダーに対して、能力を与えることによって環境教育のビジョンを

形成すること

- 従来のものに替わるインドネシアの状況にあった環境教育モデルの作成

ワークショップの成果は以下のとおりである。

- フォーマル、ノンフォーマル、インフォーマルの環境教育を、効率化して統合し、生活の質の持続的な向上をめざすことについて合意した。このための枠組みは、知識、慈しみの心、環境への配慮といった哲学や、環境に関する姿勢や関わり方、行動といった生活の中での倫理に基づくものである。
- 環境教育が、すべての職業のレベル、特に下級・中級の職能レベルの労働者に対して行なわれる技術的なスキルアップや、管理能力について行なわれるトレーニングの重要な部分であるということについて合意した。
- 環境教育と環境管理に携わるすべての組織・団体のネットワークとして「インドネシア環境配慮フォーラム」を設立する。



ヘンドリ・バスタマン氏（BAPEDAL）が議長を務めるセッションで、ASEANの環境教育政策を説明する、マヘシュ・プラダハン氏（UNEP/写真左）、ヘゲマー氏（HSF/写真中右）と、ガヤトリ女史（ASEAN事務局/写真右）（写真：著者提供）

同ワークショップに出席した阿部治IGES環境教育プロジェクトリーダー（写真中右）、野村康IGES研究員（写真中左）、ガヤトリ・プロボサリ女史（ASEAN事務局/写真右）と著者（写真左）（写真：著者提供）

ASEAN Policy on Environmental Education was explained by Mr. Mahesh Pradhan from UNEP (Bangkok), Mr. C.J. Hegemer (HSF) and Ms. Gayatri (ASEAN Secretariat) in a session chaired by Dr. Hendri Bastaman (BAPEDAL). (Personal photo Soerjani)

Prof. Osamu Abe, Environmental Education Project Leader of IGES and IGES research associate Mr. Ko Nomura also attended the workshop. They are accompanied in the photo by Ms. Gayatri Probosari from the ASEAN Secretariat, and Soerjani (personal photo Soerjani).

4. 有機廃棄物のコンポスト化に関する新たなアプローチ

2000年には7600万人（全人口の36%）だったインドネシアの都市人口は、増加の一途をたどっている。2005年には全人口は2億2300万人に達し、そのうち都市人口の占める割合は全人口の40%にあたる9000万人になると予想されている。農村部で生産される食品などの生活必需品（食品、野菜、果物他）日用品などの消費者となる都市部の人々は、1日10万トン以上ものごみを排出している。概算では、そのうち94%が可燃物であり、74%が有機物である。また、そのうちたった25%が肥料として利用され、20%がリサイクルされる。6万トン近くの一般廃棄物が毎日ごみの山として積み立てられているのである。

ジャカルタのように、有機廃棄物が過剰にあるところでは、多くの最終処分場が必要とされる。環境教育・開発研究所では、長崎大学の早瀬隆司教授の協力で、この問題に対する新たなアプローチに取り組んでいる。これは、地方にある果物や野菜などの農場から出る有機廃棄物と牛糞を合わせて肥料として現地で加工し、有機栽培農法のために使用するというものである。

このアプローチには以下のような多くの効果がある。

- ・ 都市部への運送量の減少
- ・ 市場から廃棄物処理場への運送量の減少
- ・ 高品質な果物・野菜がより付加価値のある高価格なものとして出荷される
- ・ 生産地域内でコンポスト化された有機廃棄物が直接肥料として使用されることによる、環境に優しい農業の推進
- ・ 農家の環境意識の向上と、協同作業を通じた運営能力の向上

このモデルがその他の都市においても実践されることが望まれる。現在、日本の文部科学省に追加支援が要請されている。

5. 環境政策の活性化



ナビエム・マカリム氏

新環境大臣

(写真：著者提供)

Minister Makarim
(Photo by Soerjani,
2001)

インドネシアの環境問題を担当する大臣は、1978年から1983年の5年間は環境・開発担当大臣 (Minister for State for Development Supervision and Environment) が、1983年から1993年までの10年間は人口・環境大臣が担当した。エミール・サミル教授は両方の大臣を経験している。その後、技術者であるサルウォノ・クスマトマジャ氏が1993年から1998年まで環境大臣を務め、その後1998年に、医者であるパナンギアン・シレガー氏が1年足らずの間であるが、同職を引き継いだ。そして、企業倫理について大学で教鞭をとるソニー・ケラフ博士が、1998年から2001年まで環境大臣を担当した。メガワティ大統領就任後は、環境保全に熱心なことで有名なナビエム・マカリム氏が新たに環境大臣に任命された。

1978年から環境・開発担当の主要スタッフであったマカリム氏は、1991年には汚染防止担当官として、環境管理庁の設立に重要な役割を果たした。マカリム氏の就任により、環境政策の継続的な実施が期待される。

また環境・経済・社会・文化などのインドネシアの将来にむけた発展を着実なものにしなければならないという原点に戻り、環境管理面でのより明確なビジョン・戦略・計画が示されることが期待されている。

2002年の9月に開催される持続可能な開発に関する世界首脳会議 (ヨハネスブルグ・サミット/WSSD) では、アジェンダ21の評価が行なわれる予定である。インドネシアはWSSD第4回準備会合 (2002年の5月27日から6月7日まで開催) の開催国に指定されている。環境省や他の機関・ステークホルダー (教育機関、企業、NGO、地域・職業団体、マスメディアなど) は現在、来年のWSSDに向けて、アジェンダ21のインドネシアでの実施状況を報告する準備を行っている最中である。アジェンダ21のいくつかの章から、特に貧困撲滅、健康、大気保全、汚染物質管理、持続可能な森林経営、農業と地域開発、生物多様性に関する技術の推進、統合的な沿岸・海洋資源管理などの章については、綿密な評価が行われなければならない。持続可能な開発は、生活の質を改善し、すべての人々が公平にその恩恵を受けるものでなければならない。

1. 京都議定書の批准問題

1997年に採択された地球温暖化防止のための国連気候変動枠組条約「京都議定書」によって、日本は、2008年から2012年の5年間に、温室効果ガス（GHG）排出量を1990年の水準から6パーセント削減することを約束した。しかし、今年3月に米国のブッシュ政権が京都議定書を支持しない方針を明らかにした後、京都議定書の批准問題が日本でも再び大きな関心を集めた。日本政府は、京都議定書に積極的なEU諸国と米国の間に挟まれて、苦しい立場におかれている。小泉首相は、米国抜きでの京都議定書批准に慎重な姿勢を示し、米国が京都議定書に参加できるような努力を続けることの必要性を強く主張した。これに対して、多くの専門家や環境保護団体は、日本政府に対して米国に左右されることなく京都議定書を批准するよう要求した。京都議定書に対する一般の関心も高い。国連気候変動枠組条約第6回締約国会議（COP 6）再開会合の後、環境省は、京都議定書の批准にむけて地球温暖化対策推進本部を発足させており、批准に必要な予算措置にも着手している。ようやく、11月の第7回締約国会議（COP 7）の直後、日本政府は2002年に京都議定書を批准する方針を決定するに至った。

詳細は、**全国地球温暖化防止活動推進センターのURL** (<http://www.jccca.org/>)参照。



Copyright © The Institute for Global Environmental Strategies

2. 諫早湾干拓事業の見直し

長崎県の諫早湾干拓事業によって、諫早湾の水門が1997年4月に閉め切られた。この時、環境保護団体からは、水質の悪化や生態系の破壊が進むことを理由として、水門閉め切りに反対の声が上がった。そして、2000年、有明海でノリの不作が深刻化し、ノリの出荷量の大幅減少という事態が生じた。漁業者は、諫早湾干拓事業による水質の悪化がノリ不作の原因であると主張し、今年1月からは、福岡県と佐賀県の漁業者によって干拓事業中止を求める海上抗議行動が始まった。その後、5月13日には、約1500人の漁業者が参加して、干拓事業の中止と水門の開放を求めた総決起大会も開催されている。その一方で、干拓事業とノリ不作の関連性が明らかでないこと、干拓事業中止による損害が大きいことから、干拓事業の継続を求める地元の声もある。農林水産省は、10月になって、干拓事業規模を縮小する見直し案を提示したが、水門の常時開放には言及してい

ない。この論争は今後もなお続くであろう。

詳細は、水産庁のURL(<http://www.jfa.maff.go.jp/ariakenori/>)参照。

3. 家電リサイクル法の施行

日本における廃棄物発生量は年間4億5000万トン（1998年）に達しており、これは国民1人当たり1日の廃棄物発生量に換算すると約10キログラムに相当する。廃棄物問題は、今日の環境行政において最も重要な課題の一つである。2000年には、ライフスタイルや経済活動を早急に見直し、天然資源の消費を抑制することによって、環境への負荷が低減される社会を追求することを目的とした循環型社会形成推進基本法が制定された。この基本法の下で、今年4月から家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）が施行され、エアコン、冷蔵庫、テレビ、洗濯機の4種類の家電製品を対象として、消費者、小売業者、製造業者に対するリサイクルの責任を強化した。家電リサイクル法によって、家庭から廃棄される家電製品は小売業者によって引き取られ、製造業者によって再商品化することが義務づけられた。消費者は、その際に、引き取りと再商品化に関する料金を支払わなければならない。これは循環型社会形成の第一歩である。

また、小泉首相は、全閣僚と10名の有識者によって構成される「21世紀『環の国』づくり会議」を主宰し、地球と共生する『環の国』の実現へ向けての施策についての検討が行われている。財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）の森島昭夫理事長もこの会議のメンバーに加わっている。

詳細は、経済産業省のURL(<http://www.meti.go.jp>)と環境省のURL(<http://www.env.go.jp>)を参照。

4. 環境省の発足

今年1月からの中央省庁の改革に伴って、1府21省庁が1府12省庁に再編された。そのなかで、1971年に発足した環境庁が廃止され、新たに環境省が発足している。この改革は、日本政府において環境問題が政策課題としての重要性を増したことを示している。最も大きな変化は、環境省内に廃棄物リサイクル対策部が新たに設置され、廃棄物行政が環境省に一元化されたことである。さらに、地球温暖化問題を専門的に取り扱う地球温暖化対策課や環境と経済の統合に取り組む環境経済課が新設されたことも注目される。環境省の定員は1131人となった。環境省の発足に先立って、昨年12月には新しい環境基本計画が決定されている。この基本計画では、地球温暖化や循環型社会形成などの重点分野における戦略的プログラムを明らかにするとともに、基本計画の効果的な実施のための点検体制の強化を求めている。環境省が取り組むべき政策課題は山積しているが、なかでも新しい環境基本計画の推進が重要である。

詳細は、環境省のURL(<http://www.env.go.jp>)を参照。

韓国

朴貞圭

韓国環境政策・評価研究院 (KEI)

1. 日韓共催2002年FIFAワールドカップ・サッカーに伴う環境改善への取り組み

2002年のワールドカップ・サッカーは5月31日から6月30日まで、日本と韓国の10都市で開催される。世界中から選抜された32チームが優勝を争い、韓国では、参加32チーム、FIFA代表団、報道陣などで約13,000人（観戦客は除く）の参加が予想されている。ワールド・カップは単なるサッカー・トーナメントにとどまらず、国際的なイベントとして、世界に知られるようになってきたため、韓国は長期にわたって、周到な準備を行ってきた。その一環として、イベントの準備、開催を通じて国民の環境意識の発揚のために、2002年ワールドカップは、「クリーン・ワールドカップ」と命名され、ワールドカップ環境調整会議（World Cup Environmental Coordinating Committee）が設置された。この調整会議では、競技場設備、美化、大気、水質、廃棄物管理の面から環境改善に体系的に取り組んでいく計画である。

韓国政府が現在行っている、環境評価活動において、2002年FIFA日韓共同ワールドカップ開催準備委員会は環境改善に関する提言を実行に移し、政府はそのための予算を提供する予定である。

さらに、総理大臣、環境省、2002年FIFAワールドカップ開催準備委員会およびNGO団体の後援を受けて、「エコ・ワールドカップ（ECO-World Cup）」のための具体的計画を実施するため、環境改善に関する評価が実施される予定である。また、トーナメント開催中、政府は国内の主要8都市における、計測結果を公表する予定である。自動車の使用は、通常の通行量の2分の1または5分の1まで規制されることになるほか、5000台のディーゼル・バスが圧縮天然ガス（CNG）を燃料とするものに切り替えられる。そして競技場では、禁煙が徹底される予定である。ワールド・カップ閉幕後の撤収、清掃等についても、環境に配慮した方法で行われる計画である。



環境改善への取り組み

Environmental Efforts Driven by the 2002 FIFA World Cup hosted by Korea and Japan.

Copyright © Seoul City

2. トゥメン川（豆満江）の保全

トゥメン川は、流域のほとんどが北朝鮮に属するものの、全長547.8キロメートルにわたり、韓国、中国、ロシアの32,920平方キロメートルが流域となっている。流域の94%は、豊かな森林に覆われており、貴重な野生動物が多種生息するほか、上流は石炭層に恵まれており、地下鉱床（地下にある鉱物資源の堆積層）で有名である。最近、工場や家庭から排出される汚水が、開発行

為とともにトゥメン川の生態系を破壊しつつある。

この問題への対策として、北朝鮮、韓国、中国、ロシア、モンゴルの5カ国が、2001年から2002年にかけてのトゥメン川流域の環境保全プロジェクトを開始した。地球環境ファシリティ（GEF: Global Environmental Facility）から5,200万USドルの助成を受け、国連開発計画（UNDP）が率先して実施しているこのプロジェクトは、以下の5分野に分かれている。即ち、1）環境保全戦略策定と実施、2）国境を越えた横断的な分析、3）汚染状態に関する研究、4）環境情報ネットワークの構築、そして5）環境意識の普及・啓発運動の5分野である。韓国は、主に環境保全、対応策および資金投入の面から支援する計画だが、流域環境の現状や汚染状況次第でこれらの計画の変更もありうる。

韓国環境省は、トゥメン川流域プロジェクトが、大規模な投資を誘発する可能性を持っていることから、国内の学識関係者、企業関係者、NGOなどのステークホルダーの協力を得るべく、努力している。さらに、環境省は、本プロジェクトが、南北朝鮮のさらなる環境協力の礎石となることを期待している。

3. エコ・テクノピア21

国際的な環境規制により、韓国の環境技術の未来は危機に瀕している。韓国政府は、環境に関する新技術を重視して、環境省は、今年、環境技術の国際的な市場の開拓および国内の環境改善を目的として、エコ・テクノピア21（ET21: Eco-Technopia 21）事業を開始した。

10年間で1兆韓国ウォン（7億7千万USドル）の予算が計上されているET21は、次の5つの目標を掲げている。1）環境管理技術の融合、2）生態系の保全・回復、3）公害防止、4）地球環境保全、そして5）環境管理に関する理解の普及である。さらに、本プロジェクトは、環境技術に関する研究、投資、国内産業、学術・研究機関の連携、そして中国、東南アジアへの「エコ・テクノロジー（ECO-Technology）」の大規模な輸出に焦点をあてた戦略で、実施される予定である。

環境省は今年、ET21のようなプロジェクトや、生態系や汚染土壌の回復、環境ホルモンの削減などに500億韓国ウォン（3,800万USドル）を投じた。

4. セマングム埋め立て事業

セマングムは、現在進行中の埋め立て事業としては、世界最大規模といわれ、韓国西部のチョラブック（全羅北）道のマンキュン川（萬頃江）とトンジン川（東津江）の河口総面積40,100ヘクタールを埋め立てる事業である。この埋め立ては、国土および農業・工業用水源を拡大し、近隣地域の排水を支援しようというものである。さらにこの事業には、国際港湾を開発し、セマングム地域の干潟を含む、総延長33キロメートルにわたる護岸堤防を築く計画が盛り込まれている。

1986年に詳細計画が決定し、1991年に実施に移されたこの事業は、1970年代に計画された、韓国南西部海岸の埋め立てに関する長期国家計画の一部である。当初の計画では、2004年に事業が完了する予定であったが、環境関連の予算の問題で、事業期間は延長される見込みである。この事業は、土地の拡張と農地の確保を目的としていたが、本事業が進められる中、チョラブック道庁は新たに産業団地の開発を含む別の計画を策定し、これが多くの環境保護論者の懸念を巻き起こしている。

本事業は、現在、堤防建設の56%が完了し、韓国政府は事業完了までの支援を保証している。不幸なことに、セマングム事業は、土地政策としての妥当性や効果よりも、むしろ政治的動機によって計画された事業であり、既に約70件にのぼる欠陥が指摘されている。その一方で、本事業に関する調査報告書は、渡り鳥や水生動物にとって、この広大な干潟の生態系が持つ国際的な重要性を実証している。

ラオス

スカタ・ピチット 科学技術環境庁 (STEA)

1. 社会経済開発計画における環境問題への配慮

ラオス政府は、2000年はじめに、2010年および2020年に向けて社会経済開発戦略 (NSEDS) を、2005年から2010年までの第5次社会経済5ヵ年計画とともに採択した。これらの計画は、環境保護のための規制措置の展開に関するガイドラインや要件を提示している。分野別計画および戦略は、NSEDSに従い全ての政府機関によって策定されなければならないが、そのため科学技術環境庁も、環境戦略および環境行動計画を準備してきた。その行動計画は、内閣の承認を得るため、近日中に提出されることになっており、組織的、人的、資金的能力開発を考慮しながら、環境問題への配慮を社会経済開発に総合するための環境政策およびプログラムの基礎を形成することになる。

2. 第1回環境報告書の発行

科学技術環境庁は、今年の終わりまでに国連環境計画 (UNEP) およびデンマーク開発援助庁 (DANIDA: Danish Agency for Development Assistance) の支援を受けて第1回ラオス環境の状況報告書を出版することになっている。この報告書は、土地、森林、水、生物多様性および都市環境などの自然資源と関連する5つの主要な環境問題に焦点を当てている。

報告書は、ラオスにおける環境問題だけを取り上げた数少ない文書の1つとなるとともに、現在準備が進められている、来年南アフリカで開催される持続可能な開発のための世界サミット (WSSD) への国家報告書の作業にも貢献するものと期待されている。

3. 初の分野別環境影響評価規制

ラオスは、後発開発途上国の1つである。工業生産額は、総額および一人当たりの双方とも、低いレベルであり、車両の数量も少ない。それゆえ公害は、現時点では重大な問題とは認識されていない。しかし、成長しつつある経済活動は、将来、問題が急激に生じる可能性もはらんでいる。環境への損害を予防するための最も効果的な措置の一つに環境影響評価がある。2000年に、科学技術環境庁は、環境保護法に基づき、環境影響評価の一般的な要件に関する規則を公布した。工・手工業大臣は、水力発電に関する初めての分野別環境影響評価規制を2001年11月に公布した。水力発電開発が、国家の経済目標を達成するために、政府によって強く推奨されていることから、これはラオスにおける環境保護と持続可能な開発に大きく貢献することになる。

同時に、道路交通、工業、林業及び鉱業などの他の分野に関する環境影響評価規制が、国家の主な経済活動が持続可能な開発という点から適正に管理されることを保証するために準備されている。

4. 金鉱山への環境影響評価

ラオスにおける最大の金鉱山が、ラオス南部のサバナケット県のセボン郡において開発されようとしているが、この過程で環境影響評価が実施された。環境影響評価報告書は、自然環境だけではなく、社会環境にも考慮を払っており、地元住民との協議も実施された。このプロジェクトは国家の発展および国家収入の増加に寄与し、また影響を受ける村落において共同体の発展を支援する社会基金を設立することに貢献し、その結果、プロジェクト実施地域における貧困を緩和する。

本プロジェクトは、近日中に、科学技術環境庁によって発行される環境遵守認証を受けることになっており、さらにプロジェクトの開始前に、政府から承認を得るための環境管理計画を準備することになる。

5. 環境および社会管理改善プログラム

エネルギー及び交通分野における環境及び社会管理を改善するためのプログラムが、水力発電及び道路に焦点をあてながら、2002年の初めに開始され、2004年に完了する。本プログラムは、科学技術環境庁によって20万USドルのソフトローン及び技術支援をアジア開発銀行（ADB）から受けて実施される。その目的は、1.環境管理及び社会的セーフガードの国家的な政策枠組みの強化、2.分野単位、県単位での政策実施措置及び実施能力の強化、3.遵守及び執行の改善、4.河川の流域管理を、エネルギーおよび交通分野における総合的、多分野にまたがる計画策定の枠組みとして促進、そして5.環境基金のような持続可能な資金メカニズムの設立、などからなる。これらの目的は、アジア開発銀行、他の融資機関や資金提供者によって支援をうける多様なプロジェクトを通じ達成されることが期待されている。本プログラムのための運営委員会が設立され、科学技術環境庁環境局に事務局が設置される予定である。本プログラムの終了までに、関連する諸制度、特に第三者による監視、公衆との対話、環境パフォーマンス債、環境基金などが環境管理に向け改善あるいは促進されることになる。

1. 重要度を増す湿地保全に向けて

ラムサール条約署名国であり、タシ・ペラをラムサールリスト³に登録しているマレーシアが新たに4カ所の湿地をリストに加える考えを明らかにした。ペラ州クアラ・グラとポンド・タンジン森林保護区、ペルリス州ティマウ・タソウ、そしてサラワク州にあるブラウ・グルットの4カ所である。8月に開催された「アジア湿地シンポジウム2001」のオープニングでは、複数の湿地関係国際機関から支援を得て、ベナンのマレーシア科学大学に研究センターを設置する計画が科学・技術・環境省ダック・ロウ・ヒエン・ディン大臣から同時に発表された。その席上大臣は、教育や観光目的で将来的に有望な湿地をより多くラムサールリストに登録するよう地方政府に協力を呼びかけた。またこのすぐ後10月中旬にはマハティール首相によってパヤ・インダ湿地・エコツーリズム公園がオープンした。連邦政府とスランゴル地方政府から贈られたこの3,100ヘクタールの広さを持つサンクチュアリーは首都からおよそ50キロメートルに位置し、ポツワナ政府から寄与された4頭のナイル・カバを含む数多くの稀少動物の住み家となっている。公園内には他にも学習センター、ヤシ園、伝統的遺産であるマレーの家屋なども設けられている。

2. ベルムの自然を次世代へ引き継ぐ

「観光業界のマネジメントは持続可能な開発の概念のもとに行われるべきである。」という第50回太平洋アジア観光協会 (PATA) の年次会議における首相の発言をうけ、ペラ州にあるベルム森林のエコツーリズム開発計画は環境影響評価 (EIA) など環境面での状態を多方面から調査し進められることになる。5月30日のこの発表の中でペラ州の長官はユネスコ (UNESCO) の世界遺産登録推薦にあたり、その地が自然のありのままの状態であることが重要であると強調した。近年、科学的研究が盛んに行われているベルムは豊かな動植物が息息し、その広さは10万ヘクタールにもおよぶ。オラン・アスリ (原住民) 居住区や、河川、ソルト・リック (動物が塩をなめにくく所)、温泉などの観光名所を擁するこの地ではラン科の植物、ハエ、花卉、エビなど20以上の新種が見つまっている。交通のアクセスとして空港 (滑走路) が提案されており、ホテル、バンガローなどの宿泊施設は組立作業をベルムに面したバンディン島で行うなど森林への影響を最小限に抑えたものとなる。

3. 全てのプロジェクトに環境影響評価

高地と島の開発に関する調整閣僚委員会は4月2日の会合で全ての開発プロジェクトに環境影響評価実施を義務づける提案を提出した。これは50ヘクタール以上の開発プロジェクトについてのみ環境影響評価が実施されている現状を改善するための措置であり、施行後は農地、道路建設、建築および重機器の使用を伴う土地利用に対して1974年環境基準法で定められたEIAオーダー1987 (環境影響評価申請書) を入手することが要求されることとなる。この決議案は将来に向けた重要なステップであるとしWWFマレーシア (世界自然保護基金マレーシア委員会)、マレーシア・ネチャー・ソサエティー、ベナン消費者連合、サハバット・アラム・マレーシア、国際湿地保全連合マレーシアといったNGOで構成されるマレーシア・ヒルズ・ネットワークにより評価を得ている。また地方政府による環境規制の執行を実現する法案が4月12日に議会に提出されたこ

3 ラムサール条約のもと国際的に重要とされる湿地のリスト。リストに登録される湿地は「国際的に重要な湿地と認定するための基準」を参考に各締約国が選定する。登録にあたって生態系の特徴、教育及び商業目的の利用、管理体制などの詳細な情報を提供する必要があり、その湿地が持つ生態系の特徴を管理保全していくことが政府に求められている。

とにより先の提案が後押しされた形となった。この環境基準法（改正）2000により環境基準局長は同省の債務の執行の権限を適当な者に委任できることになる、と法案を提出したダットゥク・ザイナル・アビディン・ダハラン科学・技術・環境省副大臣は語った。

4. ウミガメ保護活動にグローバル500賞

25万個以上ものカメの卵を救助したとしてマレーシアの海洋生物学者チャン・エンヘン博士とリュウ・ホッチャー氏が今年のUNEP（国連環境計画）「グローバル500賞」を受賞した。トレンガヌ（写真参照）にあるウミガメ研究所（Seatru）をベースに活動するこの夫妻は政府に認可された卵の売買がレダン島のカメを絶滅の危機に追い込んでいると知らされ、食材として売られているカメの卵を1993年から救ってきた。およそ20万個のふ化したカメが海に帰っていったと見られている。チャンとリュウはすでに緑ガメの追跡調査研究への貢献とその技術により国際的にも認められ、日本を含む他国の科学者と共に衛星による追跡調査プロジェクトにも参加している。Seatruのチームは若者を対象とした教育プログラムの開発も先導しており、賛同する企業からの援助を得て、海からの恩恵に感謝し、かけがえのない海のは虫類を救うための役割を学生が学ぶことを目的とした「タートル・キャンプ」も行っている。

5. トランス・フロンティア（越境）保護区

2001年10月、半島北部に位置するマレーシアのペルリス州立公園（PSP）とタイのタレバン国立公園がブルー・グリーン森林帯に覆われたナカワン山脈をはじめ数多く自然の特色を共有しているとメディアに取り上げられた。5億年前までさかのぼる石灰岩の堆積や鍾乳洞をもつペルリス州立公園はメランティ-ゲルツの森林があり、稀少なほ乳類そして180種もの鳥類の住み家となっている。同様に息をのむほどの美しさをもつタレバン国立公園の西側には80種のほ乳類、59種の爬虫類の生存を支える巨大な石灰岩群があり、アンダマン海にまで達するマングローブ林が広がる。しかしながら、生態系の境界線と政治的な境界線が必ずしも一致しないことによる問題を解決するため、マレーシア-タイ国境にまたがるトランス・フロンティア保護区（TPA）計画が初の試みとして進められている。これにより保護活動の向上、包括的な合同調査プログラムの実現、統一された規制による管理体制の向上およびツーリズムに関する活動の機会の増加などがTPAによって確保されることとなる。現在、マレーシアはインドネシアとの国境にランジャ・エンティマウ・ヴェツアン・カリムナンTPA、フィリピンとの国境にタートル・アイランド遺産保護区の2カ所をTPAとして設けている。

モンゴル

アユシュ・ナムカイ、開発環境センター ドンドギーン・エンフバヤール、自然環境省

1. 首都における大気汚染

モンゴルの首都、ウランバートル市における大気汚染は、ここ数年連続して悪化しており、特に冬の間、最も大きな環境問題の一つとなる。

ウランバートル市には火力発電所が3つあり、合わせて252万トン以上の石炭を使い125億960万キロワットのエネルギーを生産する。作業中、1時間当たり10トンから20トンのばいじんが排出される。これによる大気汚染の拡散は風速によるが、通常、50トンのばいじんが5キロの範囲にわたって広がる。風の強い時には25キロにもなる。さらに、ウランバートル市内においてゲル（木とフェルトで出来た組み立て式移動住居）に住む63,000世帯は70,000以上の小さなかまどを使い、平均35万トンの石炭を燃やし、市の大気汚染の多くを排出する。これらの理由で、首都の浮遊微粒子レベルは120 mg/m³から200 mg/m³と推測され、空中の二酸化炭素と二酸化硫黄のレベルは、二酸化炭素が1.5倍から2.6倍、二酸化硫黄は1.3倍から2.8倍で、人間の健康に悪影響を及ぼすという濃度を上回る。

モンゴル政府と世界銀行は3億4,000万トゥグリグを予算に計上しており、自然環境省の監督下、省燃料のかまどが設計・生産され、すでに4つのモデルの15,000のかまどが生産され消費者に試験的に配布されている。この新しいデザインのかまどは燃料を30%から50%も節約し、ばいじんを80%に減らすため、環境面、経済面で利益がある。

出所：「The Time Newspaper」No.5 2001年11月 ウランバートル、モンゴル



ウランバートル市における大気汚染
Air Pollution in Ulaanbaatar City

Copyright © Ayush Namkhai

2. 環境影響評価法の修正

1998年にモンゴル議会で成立した環境影響評価法に修正があり、新しい法が11月30日に成立した。これらの修正は、環境問題を担当する中央政府、プロジェクトの発注者、そしてプロジェクトの専門家、環境影響評価を実施する権限をもつ行政府などの義務、権利そして責任を確定する、幾つかの重要な条項を含む。例えば、「鉱物資源の利用、土地開発および所有の許可を得る前には、

プロジェクトの実行開始以前と同様、概括的な環境声明を行わなければならない」と法では規定している。

また、「自然保護の義務を満たすという保証として、プロジェクト執行者はその年の自然保護や復元のために必要とされる費用の少なくとも50%以上の資金を、関係する各小行政区（ソム：SOU）や地域の自然のための特別貯金へ納めなければならない。また、その計画の実施報告がされなければならない」と明言している。

上記の修正を加えられたこの新法が遵守されることは、モンゴルの自然と環境の保全および復元にとって大変重要なことである。

出所：自然環境省

3. 動物保護のためのリスト、料金および支払いの割合と額の決定

2000年に「動物世界に関するモンゴル法」が制定された。13種の哺乳類、8種の鳥類、4種の魚類、そして1種の昆虫類が稀少動物リストに入れられ、この法律により政府がこのリストを承認することが法律上義務づけられた。しかしながら、今年、政府決議264番によって稀少動物リスト、動物の生態学的および経済的評価、調査結果の価格基準、料金および支払いの割合について新たに決定が行われた。「動物世界に関するモンゴル法」の第7条6項と、「狩猟・動物捕獲の免許料金と狩猟保護地区利用における支払いに関するモンゴル法」の第5条3項に基づいてモンゴル政府は、「稀少動物リスト」、「動物の生態学的および経済的評価」、「狩猟・動物捕獲の免許料金と狩猟保護地区利用における支払いの額と割合」、そして「外国人による狩猟を許可された猟獣の狩猟のための特別支払価格基準および額」をそれぞれ付録1、2、3、4に従い制定するという決議をした。

出所：自然環境省

4. 牧草地での過放牧の増加

モンゴルの干草用、放牧用の草地は約1億4,716万7,500ヘクタールあり、高山地帯、森林ステップ、ステップやゴビなど様々な地帯を含みモンゴル全領土の76.5%にもなる。これらの牧草地には2,600種以上もの草木が生えており、その中でも200以上が野生であり約600種が家畜の食用に適する。科学者の計算によると、この全牧草地は羊の数で5,000万から6,000万の家畜には適切であるが、今年の全国の羊の数は7,200万に及ぶ。この事実は家畜の餌を供給するための自然牧草地の許容量を超えてしまったことを示している。

有害な齧歯動物が広まっている240万ヘクタールの地域の草木や植物は大きな損害を被っている。その地域の植物の成長は90%にまで減っており、多くの植物種は83.3%にまで減ってしまった。たとえば、ブランド・ハタネズミ（Brandt's vole）の数は、1956年から1957年、1963年から1965年、1970年から1973年、1980年から1985年、1990年から1991年、そして1998年から2001年の時期に爆発的に増えている。

モンゴル政府は2億4,000トウグリグ以上をこのハタネズミの駆除のために割り当てたが、その完全駆除には十分な金額ではない。さらに、牧草地の保護、適切な利用、そして復元に関する規制に必要な法的、経済的基準がないため、牧草地は、大いに荒廃していることも考慮されなければならない。

5. アルガリ（Ovis Ammon：野生羊の一種）の生息数調査

今年、モンゴル自然環境省はアジアの偶蹄類動物保護のためのアメリカの団体（キャトリノ・グループ）と協力しモンゴル国内のアルガリの生息数の第1回調査を行った。この調査は6ヵ月から7ヵ月の間、182人のモンゴルの生物学者、狩猟専門家および自然保護スタッフが関わり世界水準とされる方法論を使用した。この調査にはアメリカの著名な生物学者であり、キャトリノ・グループの科学アドバイザーであるウィル・ウール博士の参加が大きく貢献した。

アルタイ、カンガイ、そしてゴビの3地域での調査の結果、モンゴルには約15,000のアルガリ

が生息していることが初めて明らかになった。このプロジェクトのためにモンゴル政府から2,500万トゥグリグ、キャトリノ・グループからは700万トゥグリグが提供された。

出所：自然環境省

6. 3年連続の干ばつ

1999年と2000年夏の干ばつはモンゴル全領土の半分以上に及んだが、今年の夏の干ばつは約70%の領土が影響された。言い換えると、モンゴルは3年連続で干ばつの被害を受けている。こうした干ばつは、過去60年間起こることのなかった自然災害であるとみなされている。このような不幸な自然災害のため、モンゴルの経済は3年間で9,000万USドルの損失を被った。

出所：National Agency for Meteorology, Hydrology and Environment Monitoring

ネパール

プール・チャンドラ・スレスター フリーランス・コンサルタント

1. クムロース共有林におけるエコツーリズム

1980年代末に、クムロース共同体では、植林を行いつつ豊かな密林をこの地に再生することに取り組んだ。現在、クムロース共有林は1,050ヘクタールの密林となり、ここで象に乗ったり散策する観光客から年間150万ルピーの収入をもたらすようになった。

近隣に住む1,200近い世帯が、現在、必要な薪、木材、飼料、ふきわりなどをクムロース共有林から直接得ている。森林の回復に伴い、王立チットワン国立公園から野生生物が戻り始めてもいる。アジア・イッカクサイやロイヤル・ベンガルトラが森を歩き回り、観光客はそうした珍しい動物を是非とも見たいと考え、ジャングル内を歩いたりキャンプまでするようになった。

クムロース共有林は、地域林業と保全とがどう共存するかを示す優れた事例である。村では、騎馬道路や耕作地から料金を徴収し一層の保全に直接活用している。その資金は、またクムロース村の様々な開発活動に対しても使われている。

出所：「Nepali Times」2002年11月2-8日

詳細問い合わせ先：

G.P.O. Box: No. 7251, Kathmandu, Nepal
Tel: 722-01-543333, Fax: 722-01-521013

2. 地下水の砒素汚染

砒素により地下水が汚染されているという証拠がネパール南部の平地で発見された。砒素に汚染された井戸水の飲用は、健康障害を引き起こし、長期的には発癌性がある。

国王政府の上下水道局とNGOである環境公衆衛生機関との協力で1年半に及び調査が行われ、主にラウタハット、パーサ、ナウルパラシ、パーケ、バルディアといった地域の浅い管状井戸で採集された地下水の試料に砒素濃度が非常に高いことが判明した。一方で、ジャーバ、サブタリ、サラライ、パーラ、ルバンデヒ、カピルバストの地域では、世界保健機関（WHO）が定めた1リットル当たり0.01ミリグラムの許容量を超える砒素による汚染があった。ラウタハット、パーサ、ナウルパラシ、パーケ、バルディアでは、バングラデシュ政府、インド政府が推奨した0.05mg/lという濃度を超えていた。

この調査結果は予備的なものであり、より多くの試料を回収し分析する作業がタライ地帯から始まっている。詳細な状況は、近く調査が完了した時点で入手可能となる。5人の委員からなる砒素対策特別委員会は、国家砒素対策案を作成して、住宅・健康計画省がそれを承認し、ネパールが砒素の基準を策定するように提出した。

出所：「The Kathmandu Post」2001年7月29日

詳細問い合わせ先：

Environment and Public Health Organization (ENPHO), New Baneshwor, Kathmandu
Fax: 977-1-491376, E-mail: enpho@mail.com.np

3. ペーラ湖計画による災禍

人気ある観光名所、壮大なペーラ湖は、政府と地方自治体双方が誤りと思われる開発計画を実施しているため荒廃し始めている。泥の堆積からペワ湖を守るボカラ当局の最近の活動は、湖の外周に排水路を建設するというものである。幾つかの流入土砂の沈殿浄化施設もこの排水路沿いに考えられていたが、まだ1基の建設しかされていない。

問題は、雨水と共に都市部の汚水が放水路によって湖に流入することである。この都市からの直接の汚水の流入が水質を悪化させている。環境保護の関係者は、流入土砂だけでなく化学汚染物質を分離できる科学的なる過タンクを自治体が建設すべきだったと主張している。

地理学者は、すぐに改善の手段を講じなければ、ペーラ湖はおよそ5年から10年以内に湿原になると指摘している。ペーラ湖の急激な湿地化を防ぐ為にも、多数の沈殿タンクを建設する必要がある。目下この未解決問題によって苦められているのは、その将来が急速にのびる観光産業に左右されている、湖周辺のボカラの住人である。

出所：「The Kathmandu Post」2001年11月15日

4. 租借林を16地域に拡大

10地域の中山間地の絶対的貧困にある人々の状況を改善した実績と、不毛な地の生態状況を改善しているという役割から、政府は他の16地域にも租借林計画を拡大することを決定した。この計画は当初4地域において、人々の絶対的貧困の生活状況を改善し、またネパールの中山間地域における広大で不毛な土地の状況を生態的に改善することを目的として、衰退した森林や不毛な土地の一角を貧しい家族に対してリースを始めるというものだった。

最近森林局が作成した8年間に及ぶ丘陵租借林・放牧地プロジェクトの評価報告によると、11,500以上の貧困家庭がこのプロジェクトによって直接の利益を得ているとされている。農場生産物の販売によって収入増加がもたらされているという明らかな傾向が見られる。租借林を有する世帯の食糧安全性は16%増加している。また衰退した森林の内7,000ヘクタールにおいては、生態的状況も改善されており、こうした森林は租借林を有するグループに分配されている。広大な不毛地帯は木々や植物に覆われるようになったので、地域における水量も非常に増加している。

出所：「The Kathmandu Post」2001年11月15日

5. 湿地管理の国家政策

森林・土壌保全省、国立公園・野生生物保護局、そして国際自然保護連合（IUCN）は、「ネパールにおける湿地の共同管理に関する国家政策策定」ワークショップを2001年8月3日にカトマンズで共催した。

湿地は、農業生産にとっては肥沃で、また、生物多様性に豊かであるとされている。ネパールには全体で242カ所の湿地帯があり、その内タレイ地域に163カ所、山岳丘陵地帯に79カ所ある。ネパールにおける242カ所の湿地の中で、コシ・タップはラムサールリスト⁴に加えられている。

4 ラムサールリスト：マレーシアからの報告を参照。

国王政府の決定により、ネパールにおけるラムサール条約の遵守のため7人からなる特別委員会が設置された。そしてこの特別委員会は、ネパールにおける地域に基づく共同湿地管理に関する国家政策案を策定した。この湿地に関する国家政策案では、ネパールに存在する国際的に重要な湿地をラムサールリストに登録し、保護地域とする必要があると強調している。また、国内のその他の湿地においてもその保全と慎重な管理を求め、湿地の管理・保全については、地域が参加することを強調している。

出所：「*The Rising Nepal*」2001年8月5日

詳細問い合わせ先：

Department of National Parks Wildlife Conservation, Babarmahal, Kathmandu, Nepal

Tel: 977-1-220912, Fax: 977-1-227675, E-mail: dnpwc@bdcin.wlink.com.np,

Website: www.dnpwc.gor.np

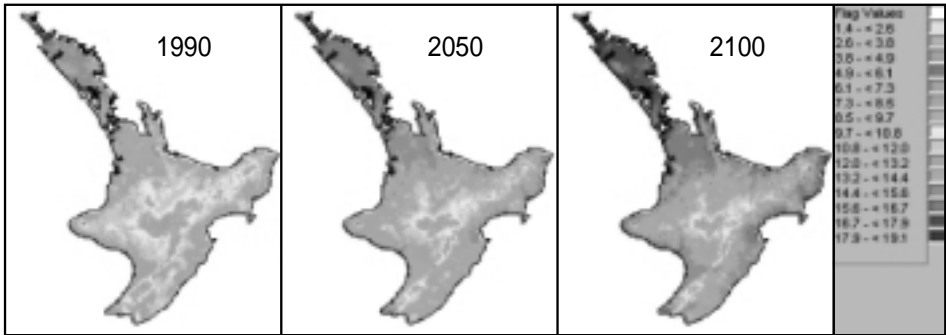
ニュージーランド

ジャックリーン・ハーマン、ワイカト大学国際地球変動研究所 (IGCI) 研究員
ニール・エリクソン、ワイカト大学国際地球変動研究所 (IGCI) 所長

1. ニュージーランドは京都議定書批准に向けて温暖化対策を始動

ニュージーランド政府は2002年9月にヨハネスブルグで開催される「持続可能な開発に関する世界サミット (WSSD)」前には京都議定書の批准を予定している。京都議定書で定められた数値目標を達成するために、ニュージーランドは依然として多くの政策措置を講じる必要がある。これらの政策措置は、1) 国の建築基準において新しいエネルギー効率規則の採用、2) 最小エネルギー使用基準に関する協定とエネルギー効率ラベルの義務化、3) この9月には国のエネルギー効率・省エネルギー戦略を発表、といった形で既に始まっている。ニュージーランドにおける温暖化ガスの主な排出源の一つはエネルギー消費であり、エネルギー効率の改善は最も費用対効果の高い温室効果ガス削減対策の一つである。

さらに、ニュージーランドは気候変動法を2段階に分けて履行してゆく。京都議定書を批准するのに最低限必要な法的な必要条件 (第1段階) は、現在公開協議の過程にある。ニュージーランドの遵守均衡式、レジストリー (登録簿)、インベントリー (排出目録) もその第1段階に含まれる。国内政策の選択肢を特定する法制化 (第2段階) はもう少し時間を置いてから導入されることになる。



ニュージーランドのノースアイランドにおける気温変動予測 (いくつかのシナリオより1つを仮定)
Possible temperature changes for the North Island of New Zealand
assuming one of many possible scenarios of climate change

Copyright © The International Global Change Institute, University of Waikato

2. 遺伝子組み換え生物に対する実地試験の猶予期間を解除

抗議メンバーが実地試験を妨害するなど、遺伝子組み換え生物の研究をめぐる論争が起こっている。ニュージーランド政府はこの問題および対応策を検討するために、2000年5月に遺伝子組み換えに関する王立委員会を設立した。この委員会は環境、経済、法律、倫理、健康、一般認識といった広範な側面からこの遺伝子組み換え生物問題を協議することを目的とし、ニュージーランドにとって選択可能なオプションを報告することおよび関係する法律や政策に適切な変更を加える際の指針を与えることが求められた。

ニュージーランドの先住民族であるマオリ族の人々は、遺伝子組み換えに対して精神的あるいは文化的な理由から異議を唱えている。健康や環境への長期的な危険性から遺伝子組み換え生物に反対する人々は一般にも見られる。多くの人々は遺伝子組み換え穀物の導入はニュージーランドの「エコ・フレンドリー (生態系にやさしい)」なイメージを損ね、有機食品の生産事業や利益性の高い

輸出市場を破壊するだろうと信じている。それ以外の人たち、特に遺伝子組み換え生物の研究や関連産業にかかわっている科学者たちは、便益の可能性を特に害虫・疾病対策に対して見出している。

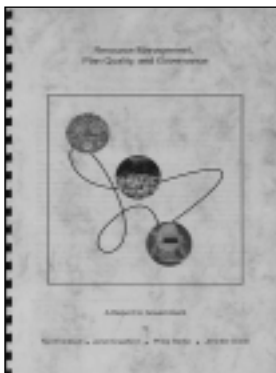
10月30日に、ヘレン・クラーク首相は、遺伝子組み換え生物の実地試験に課せられていた猶予期間を解除したが、遺伝子組み換え生物の市場への解禁は2年間先送りされた。「危険物および新生物法」も、モニタリング制度の拡充や遺伝子組み換え生物の研究の管理を強化するために改正されることになった。一部の研究者はこれを歓迎しているが、多くの研究者は世界でももっとも厳しいと言われている現在の規制の枠組みを緩和することができなかったことに失望を隠せない。今回の決定をするにあたって、ニュージーランド政府は、最先端の遺伝子組み換え研究を維持できる予防的なアプローチをとりつつも、ニュージーランドの「エコ・フレンドリー」なイメージを損なわないよう慎重なアプローチを取った。

3. 資源管理法（1991年施行）10年を振り返って

10月31日に、革新的な「資源管理法（RMA）」が10周年を迎えた。RMAはニュージーランドの自然や資源の持続的な管理を促進することを目的とし、1991年の導入時には世界中の関心を引き付けた。RMAは土地、大気、水資源に関する50以上の法律を一つの法律に統合したものである。環境計画に対するこの統合されたアプローチは、土地、大気、水資源管理が依然として個別の法律の下で行われている多くの他の国々と異なる。既存の環境計画制度の上に、RMAは政策や計画を実際に各地区が活動しやすいような政府間横断的システム（国レベル、地域レベル、地区レベル）の中に体系的に組み込んだ。その結果として環境計画は、多くの国々で依然として行われているような資源の利用活動そのものを直接規制するというより、人間活動が環境に及ぼす悪影響を軽減させることに主眼が置かれるようになった。

RMAは政策や計画の準備・実行を促進することを目的とする政府間横断的プロセスを組み入れている。このRMA下での環境計画に関する調査結果が、今年のはじめに政府に報告された。それによると、地区レベルの環境計画は質的に低く、この結果は16地域および74地区レベルの自治体の能力と相関傾向にあることを示している。またいくつかの自治体に対する調査でも、環境計画の実施プロセスの質が改善されない限り、望ましい環境が地域レベルでは容易に達成されていないことも明らかにされた。

これらの問題の主因は、中央政府が1990年代に地域や地区レベルの自治体がRMAの履行に必要な能力をつけるような投資を行わなかった、と報告は述べている。この報告結果に対して環境大臣は、環境持続性に対する先進的なアプローチを実現するために、こういった現状の問題を改善する途上に我々はある、と前向きに対応した。



エリクソン、他(2001)「資源管理、計画の質とガバナンス：資源管理法（1991）の効果に関する政府への報告」
Resource Management, Plan Quality, and Governance,
Ericksen, et al. (2001)
A Report to Government on the Effectiveness of the
Resource Management Act (1991)

Copyright © The International Global Change Institute, University of Waikato

フィリピン

マーリン・M・マガローナ フィリピン大学

1. ごみ危機とセミララ論争

ホリデー・シーズンが過ぎ、マニラ首都圏全域でごみが山積みになると、マニラ首都圏開発公社(MMDA)はある危機に直面することとなった。セミララ島にある炭坑のごみ処分場への転換に失敗したのである。

炭鉱会社セミララ・コール・コーポレーション(Semirara Coal Corp.)との契約では、MMDAは、マニラ首都圏から毎日排出される2,000トンの固形廃棄物を2年間船で運び、セミララ島にある28ヘクタールのパンジャン炭坑に埋めることを提案していた。

アンティケ州の一部であるセミララは、パナイ島とロンブロン島の間位置する島で、マニラから船で24時間の距離にある。世界遺産であるトゥバタハ岩礁海洋公園を含む島嶼(とうしょ)群の一部を形成し、1987年には、鳥類と亀の保護区として宣言された島である。

MMDAの計画は、州全体、そしてオクシデンタル・ミンドロ、オリエンタル・ミンドロ、マリンドウケ、ロンブロン、パラワンの5つの島で形成される準地域から強い支持を集めるセミララ住民による反発を受けた。「セミララ」は国民の抗議行動において環境の代名詞となり、これを受けたジョセフ・E・エストラダ大統領(当時)は、セミララ島のごみ処分場としての使用を無期限に停止した。

出所: 『Philippine Daily Inquirer』 2000年12月22・30日、2001年1月1・2・10・11・12・15日

2. エストラダ大統領、ごみ処分支援を軍へ要請

ジョセフ・E・エストラダ大統領(当時)は、国防省と軍に対しマニラ首都圏のごみ問題対策への支援を要請した。1月3日ケソン市で開かれた記者会見でオーランド・S・メルカド国防相は「危機的状況にあるごみ問題を緩和するために、MMDAと調整を図るよう大統領から指示があった。軍がごみ収集業務を引き継ぐことはないが、過去そうであったように、軍と国防省は災害や惨事の最前線に立っている。」と述べた。

出所: 『Business Day (Manila)』 2001年1月4・16日

3. 喫煙禁止令の開始(6月)

6月の初旬、公共の建物や閉鎖された公共の場での喫煙が禁止された。個人の住宅を除くすべての閉鎖空間だけでなく、公共の車両および交通機関においても喫煙は禁止されることとなった。

喫煙禁止令は規約で規定され、共和国法8749号(Republic Act No.8749) 1999年フィリピン大気浄化法(the Philippine Clean Air Act of 1999)の規制により実施される。

出所: 『Business Day (Manila)』 2000年11月23日のレポートDENR Administrative Order 200-81 on Integrated Air Quality Improvement Framework

4. 野生生物資源保護法への署名

7月30日、グロリア・マカパガル・アロヨ大統領は、今年度初頭に議会により制定された「野生生物資源保護法 (Wildlife Resources Conservation and Protection Act)」に署名した。共和国法9147号として制定されたこの新しい法律は、「持続可能性に向け、国の野生生物資源とその生息地の保全」を国家の政策とすることを宣言している。

共和国法9147号は、野生生物資源の所有、収集、輸出、輸入、飼育および科学的研究の実施を厳しく規制している。生物資源調査の許可を得る前に現地コミュニティから事前に同意 (PIC) を得る必要がある。「フィリピンで行われる遺伝子工学や病原体を扱う活動および人間や環境にとって有害となる可能性がある生物の輸入、利用、野外への開放、生物の繁殖」は、この法律の下で発効される生物安全ガイドライン (Bio-Safety Guideline) に沿って検討される。

この新法により定められる事由により正当とみなされない限り、以下の行為は違法とされる。(1) 野生生物種の殺傷、(2) 野生生物種の生殖システムの損害、(3) 重要な生息地における野生生物に有害な廃棄物の投棄、鉱物踏査、材木の伐採、採石、(4) 野生生物の貿易、(5) 営巣中の巣、宿主植物の採集及び破壊。

出所: House of Representatives, Legislative Reference Section

1. エコロジーと天然資源に関する新たなロシア目標プログラム

ロシア連邦政府は、8月23日に2002年から2010年までの連邦目標プログラム「ロシアのエコロジーと天然資源」を採択した。このプログラムは3つの主要目標、すなわち、1) 鉱物、水、森林、水生生物の資源開発、2) 生態系の安定、特に高い汚染度の地域における環境の質的改善、3) 水文気象と地図作成の事業を含む天然資源利用と環境状態の監視システムの完成からなる。プログラムの実行は9年間に9,120億ルーブル(304億USドル)、年間にすると約1,010億ルーブルの費用が掛かると見込まれる。

2. ハバロフスククライにおける生態系保全に関する新GEFプロジェクト

今年半ば地球環境ファシリティ(GEF)は、世界銀行の支援を受け新プロジェクト「ハバロフスク地方(極東ロシア)におけるシホテアリン山岳林生態系保全に向けた保護地域ネットワーク」(2001年から2004年)を始動させた。このプロジェクトの目的は、ハバロフスク地方南部の様々な保護制度の下にある地域を結び付け、統合された保護地域を創設することである。それにより、保全上極めて重要な生息域が保存され、ハバロフスク地方の生物資源が持続的な形で利用されることになる。プロジェクトは、以下の5つの要素からなる。1) 2つの自然公園(1,476平方キロメートル)、3つの緑の回廊(1,143平方キロメートル)、6つの自然景勝地(180平方キロメートル)そして多くの使用制限地域、2) 保護地域ネットワークの機能の向上、3) 住民意識と環境教育、4) モニタリング、そして5) 政策調整である。プロジェクト遂行者は、野生生物基金(ロシア、ハバロフスク)である。GEFがローカルNGOとプロジェクトを実施するのは、ロシアでは初めてのことである。プロジェクト経費の総額は75万米ドルであるが、さらに共同出資として100万米ドル追加されることが望まれている。

詳細は、www.esd.worldbank.org/gef



林地内での若手エコジストの現地実習
Field lesson for young ecologists in a forest site

© 2001, Alexander Kulikov, Wildlife Fund (Khabarovsk)

3. 持続可能な森林管理に関する国際会議

国際会議「極東ロシアにおける商業的林業：持続可能な貿易、森林保全、および地域社会の発展へ向けた契機として」がユジノサハリンスク市（ロシア、サハリン島）で9月18日より20日まで開催された。ロシア、アメリカ合衆国、日本のNGO、企業、学術団体の13団体（IGESを含む）による共同主催であった。この国際会議の目的は、極東ロシアにおける持続可能な森林経営と森林関連産業を推進するとともに、持続可能な商業的林業に向けて潜在的に協力し得る者たちの繋がりを促進するため、市場ベースの戦略を議論することであった。この会議では、極東ロシアの林業セクターが直面している深刻な問題が議論された。極東ロシア、日本、中国との間の木材貿易の状況、森林利用の第三者認証による市場拡大の機会、非持続的な森林施業や違法伐採の危険性、地域社会の経済発展のための林業の貢献、そして先住民の森林利用などが議論された。

詳細は、 www.forest-trends.org



国際会議の参加者たち
Participants of the conference

© 2001, Irina Bogdan, NGO "Ecodal" (Khabarovsk, Russia).

4. オホーツク海の魚資源の枯渇

オホーツク海で多数のロシアおよび外国の漁船が乱獲している。彼らは、成魚にしる稚魚にしる容赦なく捕獲する。その上、捕獲した魚のかなりの部分が船から放棄される。その大半は、海に捨てられる。今年の漁獲許容量は90万トンと推定されるが、その内約15万トンが海洋放棄された。この10年間にポラック（たら類；主たる商業用魚種）の資源量は10分の1に減少してしまった。この状況への対策として、ロシアはオホーツク海における中国の今年の漁獲量を一気に40%削減するよう提案を行ったが、ロシアの漁民や科学者たちは更に断固たる規制を要求している。

詳細は、 www.pacificenvironment.org

5. ウスリータイガにおける密猟の激増

今秋、ロシア・中国国境で滋養強壮原料の密輸の激増が認められた。中国人密輸者はウスリータイガ⁵（極東ロシア南部）に侵入し、朝鮮人参やシベリア朝鮮人参、さらにはウコギ科タラノキ属やモクレン科マツバサ属などの強壮植物を違法に持ち出したのである。特に、彼らはロシアで需要がなく中国市場では高値で売れるヘビやアマガエルを捕獲しようと躍起になっている。

詳細は、 <http://news.battery.ru/theme/ecology>

5 タイガ：亜寒帯針葉樹林帯

シンガポール

ケン・リャン・コー

国立シンガポール大学法学部アジア太平洋環境法センター (APCEL) 所長

1. 産業排水の利用 “NEWater (新しい水)”

4月1日に、環境省下水道局との合併により公共事業庁 (PUB) が再編成された。「水資源の最適利用のためには、全て同一の循環サイクルにある川、貯水池、排水システム、排水処理を統合的に管理すべきである。」と、この合併の目的が表明されている。

詳細は、 <http://www.env.gov.sg/info/press/pr2001/ref17> (2001年5月)

シンガポールは現在汚水を処理・高度浄化した水 “NEWater (新しい水)” の利用を奨励している。最近、7つの浄水施設が、飲料水をこの “NEWater” に切り替えることをPUBと合意した。飲料水の保全を目的に、汚水をリサイクルし浄水に変えることができる工場が、今後数年間にもっと建設されることになっている。2012年までに消費飲料水の15%が、この “NEWater” に切り替えられる予定である。

出所: 「The Straits Times」2001年8月30日『浄水施設がリサイクルした水を採用』
「シンガポール環境計画2012案」11ページ

詳細は、 http://www.env.gov.sg/sgp2012/draft_sgp2012.pdf および
<http://www.env.gov.sg/info/press/pr2001/rel-152A-2001.htm>

2. 残留性有機汚染物質 (POPs) 規制条約

5月23日、シンガポールは残留性有機汚染物質 (POPs) に関する規制条約に署名した。この条約は、残留性有機性汚染物質に指定された化学物質の製造、使用、貿易そして廃棄に関する管理方法とこれに関する国際協力を求めたものである。この条約に、12の汚染物質が対象となっている。

3. 資源保全と廃棄物の減量化

1999年に設置された資源保全と廃棄物減量化に関する評価委員会の勧告に従って、次の対策がとられた。

- 天然ガス車両の利用を奨励するため、車両登録時に払う登録料および税を天然ガス使用のバスおよび天然ガス車 (タクシーを含む) の市場価格の5%から20%の割り戻し金と相殺することが可能になった。これに加えて、道路税についても20%の払い戻しが予定されている。この優遇措置は、10月1日に施行、2003年12月31日に見直しされる予定である。
- 1月1日に施行された環境汚染 (大気汚染物質) 規制2001により、工場に対する新たな排ガス基準が導入された。この新しい排出基準は工場からの排ガス削減を図るものである。
- エネルギー効率を高めることを目的として、エネルギー効率に関する省庁間委員会 (IACCE) が国家開発省 (MND) によって1998年に設立された。IACCEの役割は、現在のエネルギー利用に関する検討と将来のエネルギー需要の予測、他の国の都市に対するシンガポールのエネルギー消費効率のベンチマーク、規制、エネルギー価格に関する政策、エネルギー需給、供給および土地利用計画に関する関連政策の策定の影響、エネルギー効率を改善するための政策手段の勧告、にある。なお、IACEEは、4月1日に国家エネルギー効率委員会 (NEEC) に再編成された。
- シンガポールを今後10年の間に廃棄物リサイクルの優良地域に発展させることを目的に、省庁間のタスクフォースが今年3月に設立された。このタスクフォースは、経済開発委員会 (EDB)、ジュロン・タウン公社 (JTC)、貿易開発委員会 (TDB)、生産性・

4. シンガポールグリーン計画2012の起草

今後10年の環境マスタープランであるシンガポールグリーン計画2012 (SGP2012) の案が11月10日に公表された。この計画には、「持続可能な開発に関する世界サミット (WSSD)」に向けたシンガポール国内の準備プロセスで出された提案が取り入れられている。

このグリーン計画の主な目標は、きれいな空気・水・土地、青々とした緑、公園、庭、美化された道路を確保することにある。また、この計画では、乏しい自然資源の持続可能な利用、コミュニティとの連携、地球環境におけるシンガポールの役割についても言及されている。

詳細は、 <http://www.env.gov.sg/sgp2012/national.htm>

5. 環境管理に関する能力形成

国立シンガポール大学法学部が設立したアジア太平洋環境法センター (APCEL) は、1997年に開催されたリオ+5でドイツ、シンガポール、南アフリカ、ブラジルのイニシアチブの下に提唱された環境に関する研修の促進に必要な役割を果たしている。ドイツのヘルムート・コール首相 (当時) に先導されたこの4カ国のイニシアチブは、「リオ会議の精神の存続」を訴えたものである。

このイニシアチブ実施のため、シンガポールのゴー・チョクトン首相により、シンガポール持続可能な開発に向けた技術支援プログラム (STAPSD) が設立された。シンガポールでは、このプログラムの下で途上国の行政官を対象とした研修に対して資金を提供している。APCELは、シンガポール外務省からいくつかの研修プログラムの実施機関として指名された。

詳細は、ケン・リャン・コー著『The Role of Asia-Pacific Centre for Environmental Law and the German/Singapore Initiative at Rio + Five 1997』(5月25日から27日シンガポールにて開催されたドイツ・シンガポール法律家協会2001年度年次総会で発表) を参照。

今年、APCELは、このイニシアチブの下に、2月19日から23日に「統合的沿岸管理における保護区の役割」、11月26日から30日に「都市と産業環境管理」の2つのセミナーを開催した。これらのセミナーには、途上国の高官が出席した。

なお、シンガポール国立大学と国立技術大学は、先日、環境技術や研究の成果の共同利用およびスタッフや学生の交換を目的とし、アジアにある5つの大学を含む連合を形成した。

出所：『The Straits Times』2001年11月1日

タイ

トングロイ・オンチャン メコン環境資源研究所 (MERI) 所長

1. ペチャブーンで鉄砲水と泥流が発生

2001年8月11日土曜日未明、台風「ウサギ」の影響で、タイ中北部ペチャブーン州ロムサック地区のナムコール村において鉄砲水と泥流が起き、120人以上が死亡した。これは、台風の影響でこの地区の2つの堰が決壊したため引き起こされたもので、丸木とともに流れてきた泥流は、ロムサック地区の民家を直撃した。洪水が起きたのは午前3時ごろで、ナムコール村・ナンチュン村・ノクワイ村の約2,000家族が避難を余儀なくされた。住民の多くは木に登って難を逃れたが、逃げ遅れた住民は、泥流に巻き込まれ生き埋めになったり、押し流されたりして死亡した。この地域は州によって危険地域と宣言された。

タクシン・シナワトラ首相は被害に遭った地域を視察し、ペチャブーン州をはじめ同様に被害を受けた地域（北部のチェンライ・チェンマイ、北東部のウドーン・ターニーなど）の被害者救済に向けて数億パーツを用意すると発表した。さらに、同首相は、このような災害の再発を防ぐために、鉄砲水が起りやすい地域で警告システムを確立させるべきであると述べた。タイ全土では、少なくとも1,000の村が、鉄砲水と泥流が起きやすい地域に立地していると推定されている。内務省地方行政局では、今後、洪水時に村民への警告・避難を有効に行うことができるようなシステムを開発する予定である。しかしながら、内務省の計画によれば、予算上の制約から、このような早期警報システムは200の村にしか設置されないことになっている。

出所： www.nationmultimedia.com (2001年8月12日-9月20日)

2. 内陸のクルマエビ養殖禁止

タイ科学技術環境省 (MOSTE) では、2000年7月以来1年以上にわたり、環境破壊を未然に防ぐために、中央平野の内陸部におけるブラック・タイガー (クルマエビ) 養殖を禁じてきた。しかしながら、この禁止令には実効性が伴わないことから、有名無実の禁止よりもむしろ制限付きで監督された養殖 (クローズド・システム) へ変えた方がよいという議論が同省内で起こった。この背景として、クルマエビの輸出高が引き上げられれば、全般に低迷しているタイ経済の成長に有益との考えもあった。

これに対し、内陸でのクルマエビ養殖が解禁されてしまうと、これらの稲作地域 (特にスパーンパリ州) に甚大な環境破壊がもたらされる可能性があるとして、国民の批判が高まった。ペティボン・ブンブン農業担当長官は、内陸の養殖場は厳格に監督されなくてはならず、また、政府は経済収益と環境破壊のバランスを注意深く保つべきであると述べた。環境政策計画局 (OEPP) は、内陸での水産養殖は土壌中の塩分を増加させるとして、禁止令の撤回に反対した。また環境・土壌関連の専門家は、クルマエビの輸出増加による短期利益を得るために、土壌の塩分浄化に膨大な費用をかけるのは、到底正当化出来ないと警告を発した。このようなクルマエビ養殖の解禁に伴う費用便益に関する情報収集や一連の議論を経て、国家環境委員会は、結局禁止令を継続することを決定

した。一方で、土壤環境に深刻な影響をもたらさないようなクローズド・システムを探る研究も、今後続けられる。そのため、この問題は、おそらく今後もまた持ち上がるであろう。

出所 : www.nationmultimedia.com (2001年8月12日-9月20日)

3. 遺伝子組換え (GM) 食物

タイでは、遺伝子組換え製品のラベル付けをめくり賛否両論の長い論争があったが、2001年4月以降この問題の政策立案担当となったタイ食品医薬品局 (FDA) は、2001年7月、遺伝子組換えトウモロコシや大豆が3-5パーセント以上含まれる食物にラベル添付を義務づけることを決定した。初期段階で対象となるのは2製品のみである。また、食品の各原料にまでテストを行うのは複雑でコストがかかりすぎることから、消費者向けの最終生産物だけが、遺伝子組換えテストの対象となることになった。ラベルにはタイ語で、製品に「遺伝子組換えトウモロコシを使用」「遺伝子組換えの大豆を使用」と表記されることになる。このラベル付けの唯一の目的は、一般にこの情報を知らせることである。この発表は、2001年12月に告知され、その後発効まで180日の期間が与えられており、製造業者はこの間に市場から従来の製品のストックを一掃することが認められる。遺伝子組換え率が3-5パーセント未満の食物に関しては、今後決定が下される。

現在、タイの検査施設では遺伝子組換え食品についてコーンと大豆しか検査できない。これが、当初は2つの製品のみが影響をうけるに過ぎないことの理由である。他の製品は今後追加される。この規制草案は2001年7月に作られ、同年8月国民の意見を募るために公開された。NGOは、遺伝子組換え率に納得がいけないとして最終規制案を拒絶しており、少しでも遺伝子組換え原料が入っているものにはラベル付けをするべきだと主張した。起草委員会は、原料全体において、あるいは3つの主成分のうちの1つが遺伝子組換え原料を5パーセント以上を含んでいれば、ラベル添付を義務付けると述べた。食品製造業者のなかには、規制は生産価格の増加を招くと懸念する者や、信頼できる非遺伝子組換え原料の提供者を新たに見つけるなどの対応に時間がかかることを懸念する者もいる。食品医薬局は、規制の詳細が政府官報 (Royal Gazette) に発表されてから1年後に施行されることになると述べており、これは製造業者やその他の関係者がこの重要な変更に対応するには十分な時間だと考えられる。

出所 : www.bangkokpost.com (2001年8月12日-9月)

4. バンコクのゴミ問題

バンコクの廃棄物は増加の一途を辿り、ゴミ処理は重大な問題になっていることは、もうすでに長いあいだ周知の事実となっている。しかしながら、住民の反対を受けて、タンボン管理組合 (TAO) がある民間企業のサムット・ブラカーン州タンボン・ラジャテワ (Tambon Rajathewa) の廃棄物埋め立て処分場の操業許可を拒否したことから、この問題はさらに深刻化すると予想される。その民間会社は、ラジャテワ村の承認を得て、市当局よりバンコクから埋め立て処分場への廃棄物輸送に関する契約を得ていた。しかしながら、処分場近くの住民は、この処分場によって健康被害が引き起こされているとして、行政裁判所に告訴した。その後、裁判所はこの会社に処分場へ埋め立てないよう禁止命令を出した。しかし、廃棄物処分場が数日間閉まるだけでも深刻な事態が引き起こされると予想されており、この裁判判決はバンコク首都行政庁 (BMA) に重大な問題を引き起こすと考えられる。この処分場は、首都バンコクから毎日3000トンものゴミを受入れており、これはバンコク首都行政庁が使用する処分場の3分の1にあたる。バンコク首都行政庁の職員は、この民間企業は何ら契約に反しておらず環境基準を満たして廃棄物を埋め立てており、また裁判所は判決を下す前に企業に対し何ら警告を発したり改善のための期限を与えなかったと述べた。

バンコク首都行政庁は、ラジャテワ処分場が使用できない場合、緊急に代替案を準備しなければならない。(例えば、バンコク首都行政庁は、現在、地域団体が経営するゴミ輸送センターを設立する計画を立てている。)しばらくは、タンボン管理組合がまだ禁止令を公布していなかったことから、この民間会社によるバンコクから処分場への廃棄物輸送は続いていた。

出所 : www.bangkokpost.com (2001年12月1-18日)

ベトナム

ファム・ヒュー・ギー
国立社会科学人類センター・国務司法研究所

1. 首都ハノイのTolich、Lu、Set川の環境改善と浄化プロジェクト開始

2月27日に、ハノイの運輸土木局と日本の清水建設株式会社が、Tolich、Lu、Set川の環境改善と浄化プロジェクトの起工式を行った。このプロジェクトは首都ハノイの主要な3つの下水放流先河川を、包括的に再構築するというもので非常に重要である。このプロジェクトは、ハノイ市に優れた下水システムを確保し、3河川流域の景観と都市環境を改善すること、また都市交通の改善に貢献することを目的としている。清水建設は、およそ600億ベトナムドンで、このプロジェクトを落札し契約を結んだ。工期は、起工式から24ヶ月とされている。プロジェクト終了後には、ハノイでの洪水問題が効果的に解決されるばかりでなく、この3つの河川の持つ自然美と詩的な美しさを取り戻すことができる。

出所：運輸土木局、ハノイ人民委員会



Tolich川の建設現場
A Scene of the Tolich river Construction Site
Copyright © Pham Huu Nghi

2. ブンタウ (Vungtau) 沖における石油流出事故

9月7日午前1時20分に、ブンタウ沖において、リベリア船籍のタンカー「Formosa One」号がタンカー「Petrolimex 01」号と衝突し、900トンもの石油が流出し海を汚染した。Baria-Vungtau州人民委員会と科学技術環境局は、事態の收拾を図るため人力を結集し、環境への汚染を最小限に止めるために流出した石油の回収にあたった。

この石油流出事故は、ブンタウを訪れる観光客の人数を6分の5にまで減少させた。これにより観光産業の収入は430億ベトナムドン減少した。養殖、沿岸漁業、漁業関連の供給サービス産業などが、1,080億ベトナムドンの収益減、製塩産業が270.8億ベトナムドンの収益減に苦しんだ。地域住民への健康への影響として112.1億ベトナムドン、清掃費用に600億ベトナムドンの出費がかさんだ。最終的には260億ベトナムドンおよそ1,720万USドルもの損失が出ると試算された。

Baria-Vungtau人民委員会は、科学技術環境局にFormosaプラスチック海洋社と Vitaco社に対し石油流出事故の損失補償として1,720万USドル支払の訴えを起こすよう指示している。

出所：「ベトナム・ニュース」 2001年10月12日



Vungta湾における石油流出事故
The Oil overflow on the sea of Vungtau

Copyright ©Pham Huu Nghi

3. 環境法施行・遵守に関するナショナル・セミナー開催

10月21・22日の両日にわたり、ハノイにおいて、ベトナム科学技術環境省の環境局が環境法施行・遵守に関するナショナル・セミナーを開催した。セミナーへは、ベトナムの20州から判事や弁護士が参加した。セミナーの開催全費用はHanns Seidel Foundation Fundから支出され、国連大学、ASEAN事務局とUNDPが技術的な援助を行った。

セミナーでは、ベトナムの環境法の遵守状況や所見、環境問題に関する判例、アジアや他の諸国での環境問題の解決方法や手段が、参加者間で討議された。

環境に関する裁判や環境紛争の取り組みは、ベトナムにとっては新しい分野である。環境局より開催されたセミナーは、この意味で非常に実践的な意味があった。

出所：科学技術環境省、環境局

あとがき

2001年の報告では、昨年と比べ、各国が持続可能な開発や環境保全のためより一層の努力をし、実行に移してきていることがうかがわれる。しかし、土壌、森林等自然資源の悪化や都市における大気、水質汚染やごみ問題等依然として環境問題は深刻であり、対応が急がれる。また、アフガニスタンやパレスチナ問題による環境影響も危惧されており、早急な平和の実現が望まれる。

UNEPの報告で示されているように、WSSDにおいては、持続可能な開発の実現に向けてその基本的な条件の一つである貧困の撲滅に向けて国際社会が努力していくことが大きな課題の一つとなる。社会・経済のグローバル化、先進国と途上国、国、企業、NGO、市民等のパートナーシップと環境政策決定におけるガバナンスがこれに対する新たなアプローチを探る際の鍵になると考えられる。

IGESでは、2001年4月から第2期戦略研究計画を開始したところであり、気候政策、森林保全、都市環境管理、環境教育のプロジェクトを継続することに加え、企業と環境、長期展望・政策統合プロジェクトを新たに開始した。これは、長期的、横断的な視点から戦略研究を行おうとするものであり、IGESとしては、これらの成果の活用によって今後ともアジア太平洋地域を中心とした地球環境保全のために貢献することを目指している。

Afterword

Reports delivered during 2001 show that countries in the Asia-Pacific region are making greater efforts to achieve sustainable development and environmental conservation and put plans into practice than in the previous year. However, serious environmental issues remain, including the continuing degradation of natural resources such as soil and forests; air and water pollution; and waste disposal problems in urban areas. These require immediate action. The environmental impact of the Afghan situation and the Palestinian issue is equally worrying, and peaceful solutions are being sought urgently.

As outlined in the UNEP report, one of the major tasks facing the coming WSSD will be the eradication of poverty. This is a key requirement for the attainment of sustainable development and requires the cooperation of the global community. The globalization of economic and social structures; developed countries versus developing nations; partnerships between governments, businesses, NGOs and citizens and governance in the decision-making process of environmental policies will all be critical factors in adopting a new approach to tackling poverty.

IGES launched the Second Phase of its Strategic Research in April 2001. In addition to the Climate Policy Project, Forest Conservation Project, Urban Environmental Management Project and Environmental Education Project, IGES has started new projects. These are the Business and the Environment Project and the Long-Term Perspective and Policy Integration Project. The idea is to carry out strategic research based on a long-term perspective and across a broad range of issues. By making good use of research results, IGES aims to contribute further to global environmental conservation focusing on the Asia-Pacific region.